

---

パブリック・エデュケーション・スタディ  
Public Education Study

第4号 (No. 4)

---

2013年4月30日  
専修大学教育政策研究室



---

# パブリック・エデュケーション・スタディ Public Education Study

第4号 (No. 4)

---

## 目次

### 刊行にあたって

- 『学校と社会』における学習環境設定の理想と現実 中村文夫 (教育行財政研究所) 04頁
- キャリア教育論 中村文夫 (教育行財政研究所) 16頁
- イングランドにおける学校理事会と地方当局との関係の変化 嶺井正也 (専修大学) 25頁
- 教育方法に求められる視点—外国人児童生徒への対応に着目して— 福山文子 (中央大学) 36頁

2013年4月30日

専修大学教育政策研究室

パブリック・エデュケーション・スタディ

Public Education Study

第4号 (No. 4) 目次

---

刊行にあたって 嶺井正也 (専修大学) 03頁

『学校と社会』における学習環境設定の理想と現実 中村文夫 (教育行財政研究所)  
04頁

キャリア教育論 中村文夫 (教育行財政研究所) 16頁

イングランドにおける学校理事会と地方当局との関係の変化 嶺井正也 (専修大学)  
25頁

教育方法に求められる視点—外国人児童生徒への対応に着目して—  
福山文子 (中央大学)  
36頁

## 刊行にあたって

嶺井正也

2009年9月、多くの期待をうけて成立した民主党を中心とする連立政権は2012年12月に崩壊し、かわって、衆議院選挙で圧勝した自由民主党を中心とする連立政権が生まれ、第二次安倍晋三内閣が発足した。

経済再生とともに教育再生を政権の大きな柱にすえた安倍内閣では、学習塾経営者から政治家になった下村博文が文部科学大臣・教育再生担当大臣となり、組合攻撃を行ってきた義家弘介が文部科学政務官となり、教育再生実行会議を内閣府においた。また、2013年1月末で任期をおえた中央教育審議会は2月15日に新たな人選で発足したが、会長、副会長（2名）は再選出された。

目下、教育再生実行会議が早足で議論をすすめて、政策を打ち出しはじめている。その先陣は「いじめ防止対策基本法」制定である。その中に盛り込まれる道徳教育の充実、道徳の教科化という施策につながるようとしている。

また「日本維新の会」と手を組み、教育委員会制度廃止を見通した地方教育行政制度の根本的見直しも早まりそうである。前政権が実施した「高校授業料の無償化」については所得制限を行うことも確実な状況となっている。

このように安倍内閣は、7月の参議院選挙の結果をまたず、教育政策を大きく転換させる動きを強めている。

周知のように2006年9月26日に発足した第一次安倍内閣は「教育再生会議」を設置し、強い反対を受けつつも教育基本法を「改正」した内閣である。途中の挫折を経ながらも、安倍首相はその時の路線をふたたび復活させ、これまでたびたび変えてきた戦後教育体制を抜本的に変えようとしている。その内実は、ふたたび息を吹き返してきた新自由主義と新保守主義の政策である。日本の公教育は、またもや、教育格差を生み出し、それをナショナリズムで糊塗する方向性を強めていくであろう。

これに先立ち、第一次安倍内閣時代にもモデルとされたイングランドでは、保守党と自由党の連立政権により「アカデミー」拡大策が進められつつある。アカデミーとは公設民営型の学校である。これにイングランドの公立学校は地方自治体や地域とのつながりよりも国とのつながりを深めつつ、企業経営的志向を強めようとしている。

改めて、新自由主義の教育政策が何を公教育にもたらしたのか、そしてまた、イングランドで何が起きているのかの分析を早急に行う必要がある。

零号から数えれば5冊目となる第4号の執筆者は3人とどまったが、いずれも公教育制度の根幹にかかわる論稿となっており、今日の安倍教育再生策を検討する視点を含んでいることを、ここに強調しておきたい。本来であれば、もっと早くに刊行すべきだったことが叶わなかったことについて、ここにお詫びしておきたい。

# 『学校と社会』における学習環境設定の理想と現実

中村 文夫 *NAKAMURA Fumio* : 教育行財政研究所

‘The School and Society’ written by J. Dewey is a summary of a series of lectures for parents and sponsors demanding support, both material and moral, for the ‘J. Dewey Laboratory School’. The lectures consisted of a one-sided view of a ‘Laboratory School’ and were delivered for the specific purpose of gaining that support. ‘The School and Society’ described an ideal school on the one hand and the financial difficulties of managing it on the other hand.

In this paper I analyze an ‘ideal school’, focusing on ‘A diagrammatic representation of the idea which we want embodied in the school building’ in Chapter 3, and present also a numerical analysis of the financial difficulties of managing the ‘J. Dewey Laboratory School’.

In addition, I refer to an untouched issue, the fragility of existence of the ‘J. Dewey Laboratory School’, given the social conditions in Chicago, as revealed in an accusatory novel, ‘The Jungle’.

## はじめに

この小論では、ジョン・デューイの「観念の図式的な表現」に着目し、この発想が今日でも影響力を持つ点を示し、そのもととなった実験学校の行財政的な視点からする課題と、その実験学校が存在した19世紀末から20世紀初頭の米国の、特にシカゴの政治経済的背景に言及する。

『学校と社会』<sup>(1)</sup>は、1899年に出版された講演集である。シカゴ大学の付属小学校という私立学校での実験学校の日々の実践を伝え、聴衆である保護者や支援者に一層の理解と支援とを求めた性格の本である。デューイの唱える新教育の基礎は同時代的には一定の思想的、実践的な基盤が存在していたといえる<sup>(2)</sup>。理論的にはルソー<sup>(3)</sup>やフレーベル<sup>(4)</sup>からの影響もあり、またジェーン・アダムスのセツルメント実践からの影響も考えられる<sup>(5)</sup>。そのなかで特別な学習環境—実験学校 (Laboratory School) を設けて、旧教育ではない学校制度・運営を短期間 (1894~1903年) であっても実践して見せたところに、デューイの画期性がある。

学校と社会とのかかわりを三回の講演でテーマを違えて論じている。第1章が「学校と社会進歩」、第2章が「学校と子どもの生活」そして、第3章が「教育における浪費」である。その中で第2章にある、子どもが太陽となって周囲をさまざまな教育の装置が回転しているという「コペルニクス革命」の言説のみが拡大して取り上げられ、「子ども中心」だけが注目されがちであった。しかし、講演はまず、最初の章で社会とのかかわりについて論じ、最後の章では、学校が孤立していること、子どもの学びが孤立していることが浪費の原因となっている問題を取り上げ、社会や生活との結合や有機的な関連を求めている。デューイにとって、孤立、分離している状態から、学校が、「小型の

協同社会、胎芽的な社会」<sup>(6)</sup>になることで、統合することに向かうことが課題なのである。

注目するのは、その第3章にある「われわれが学校という建物のなかで具体化したいと思っている観念の図式的な表現」<sup>(7)</sup>とされる3つの図である。教育目標やカリキュラムに規定されて学習環境は設定される。しかしまた、学習環境によって教育実践は規定される。学習環境は、単に学校だけではなく、デューイが考えたように、学習にかかわる社会・共同体も含めて検討されなくてはならない。また、観念つまり理想としたものと、実施された実験学校との間には隔たりがあることも考察されなければならない。

そこではまず、同時代の米国の社会環境、特に足元であるシカゴは、どのような社会環境にあったのか。政治経済的アプローチで検討する。そして、デューイがことさらに、学校と社会との関係を問う姿勢をもつ以上<sup>(8)</sup>、どのように社会をとらえていたのかを、究明する。そのうえで、その社会に対する学校の在り方を模索するに、実験学校をどのように設定したかを見ることにする。別の言葉で述べれば、それは私立学校での実践であったことの確認である。このことは、制度的に自由に設計できるのであるが、波及効果については限界が伴うとの指摘が当然にも考えられる。他方では、制度的に自由な設計を保障する行財政はどのように確保されていたのか、という問いも生まれてくる。このような可能性と限界性のなかで、理想と現実が、『学校と社会』に込められていたことを明らかにする。

## 第1章 シカゴ

米国の産業化は、南北戦争(1861~1865)によって欧州より遅れて始まり19世紀中後半から加速させて、資本の蓄積を一気に拡大した。一部の州を除いて封建制度を経由しない米国では、この過程で財を成した初期入植者と第1次移民とがWASP<sup>(9)</sup>といわれる中産階級以上の階層を形作り、他方でフロンティアの喪失に伴って、新しく押し寄せた東欧や南欧からの新移民、さらに産業化した農業によって都市に押し出された人々は、低賃金の非熟練産業労働者として、都市に貧民街を形成した。急速に巨大化した都市の代表にニューヨークとともにシカゴがあげられる。1869年、大陸横断鉄道が開通し、ミシガン湖畔に立地するシカゴは中西部の鉄道網の要として発達し、多数の鉄道会社が乗り入れていた。1890年初頭にはすでに人口は120万人を数えていた。1871年の大火災から再建された都市は高層ビルの立ち並ぶ中心街と、1873年の大恐慌による貧困層の増大によって貧民街が作り出された。労働組合と警察隊との衝突によって多数の死者とでっち上げ裁判による首謀者の絞首刑が行われた、1886年のヘイマーケット事件(メーデーの起源)に見られる貧富の差の拡大が構造的に生じていた。1893年のシカゴ万国博覧会と1894年のコクシー軍の通過(食物を求めてワシントンに向かう失業者の群れ)は資本主義の光と影を現していた。このような中で、シカゴ大学は、初代学長のウィリアム・レイニィ・ハーパーのもとに、石油王ジョン・D・ロックフェラーをはじめとするバプティスト派教会を中心とする多額の寄付によって1892年10月に開学した。ロックフェラーは21年間で3500万ドルを寄付したといわれ、シカゴ大学は、「スタンダード・オイル大学」「バプティスト宗派立大学」とも揶揄された<sup>(10)</sup>。デューイの実験学校は、そのシカゴ大学付属小学校として設立された。

19世紀末から20世紀初頭のシカゴの苛烈な様子を描いた告発小説にアプトン・シンクレアの『ジャングル』<sup>(11)</sup> (1906年)がある。シカゴの食肉加工業者が、カルテルを組み、不衛生で過酷な環境によって低賃金の移民を使う情景が前半部分に延々と描かれている。効率的、合理性を尊んだその方法は、テーラーシステムの原型となったとも言われている<sup>(12)</sup>。食肉業者の会社には、鉄道が引き込まれ、貨物に乗せられた牛や豚が屠殺場に一晚中搬入される。たとえば、牛は毎日1万頭も連れてこられ、工場の反対側から缶詰などの製品として、また鉄道に乗せられ全米中に、そして世界中に搬出されていく。そこでは、屠殺から解体、製品化まで分業化した流れ作業がおこなわれ、あらゆる部位が、あらゆる製品として加工された。作業風景は次のように描かれている。

「高度に専門化した労働で、各人は一定の仕事をした。大概一つ、二つあるいは三つぐらいの特定の切る動作で、それがすむと15乃至20の死体の一列を通過させながら各個に切りつけた。まず「殺し手」が来て血を出す。これには迅速な一斬りが加えられるのだが、その迅速さは、その動作が目にもとまらない見事さで、包丁の一閃しか見えない。するともうその男は次の列に移っていて、床に鮮やかな赤い液がドクドク放出されているのだ。」<sup>(13)</sup>

この分業のなかでも、瘦牛等の不良材料を加工する場所があり、リトアニア移民の主人公はここで過酷な労働をとおして、肉体も精神も消耗尽くされ、やがて家族も含めて崩壊していく姿が描かれている。このような家族にあっては、子どもたちも年齢をごまかして工場で働くか、街に立ち、新聞売りをして日銭を稼ぐことが必要であった。風の街 (Windy City) と呼ばれるシカゴは、ミシガン湖からの季節風が吹きつけて、冬の寒さは厳しい。冬の朝、工場まで歩いて通う子どもの耳が凍傷でもげてしまう情景が描かれている。生きた牛豚が効率的に製品になるように、英語をしゃべれない移民の多くも効率よくすり潰されていったのである。

このような二分化した都市生活の改善に取り組んだのは英国に発するセツルメント活動であった。ジェーン・アダムスによって主催されたハル・ハウスは、1889年に貧困地域に設けられた。このセツルメント活動には、デューイも講師としてかわり、1897～1900年には理事として参加していた<sup>(14)</sup>。セツルメントは、その趣旨を「豊かな者も、貧しき者も、手を取り合って神の国を目指そう」という理念に基づいたものであった。そのため、キリスト教会関係団体から寄付を募り、貧民街に住んで種々の社会改善を取組んだのである<sup>(15)</sup>。

デューイは、『学校と社会』のなかで、科学万能の視点に立ち、社会的変化を次のように進歩の側面から描いている。

「まず第1に思い浮かぶ変化は、すべて他の変化を覆い隠し、それらを支配すらしているような変化であるが、その変化とは産業上の変化のことである。それは科学の応用によるもので、偉大なる発明が生まれ、その結果、自然の力が大規模に、かつ割安に利用されるようになってきたことである。また、生産の対象として世界的な市場が発展し、この市場に物資を供給するための一大製造工場の中心地が発達し、



この市場のあらゆる部門のあいだに廉価で敏速な流通や分配手段が発達してきたことである。」<sup>(16)</sup>

だが、科学により発展した社会は、『ジャングル』で描かれた矛盾を生み出していたのである。そして、労働者の子どもたちにとって、公立学校の役割は次のようなものであった。それは少しでも長くすり潰されないようにするために、あわよくば生き残れるためのすべを手に入れる手段であった。「社会的な事情によって」、「圧倒的に多数の生徒は、学問の初歩を習得するとすぐに、すなわち、生計を立てる上で、どうにか実際に役立つに足るだけの読み・書き・算の記号を獲得するやいなや、学校を去っていくのである。」<sup>(17)</sup>とデューイは述べている。

現状を不可避の前提として生き残りを目指すのでは、根本的な解決にならないとして、デューイは以下のように考えていた。デューイは、プラトンが奴隷を「誰か他の人の考え方を表現する人間」であるとしたことを引用して、工場労働者も「自分たちが操作している機械の単なる付属物にすぎなくなっていること」をまず指摘する。自分の作業の社会的・科学的価値について把握し、自らの想像力と洞察力を発達させる機会を得ていかねばならないとしている。そのためには、児童期・青年期から構成的な本能や生産的な本能が社会的方向で訓練される必要があり、そのことによって「現代の経済的害悪の根源を突き止め」「害悪を効果的に処理」することができるようになる、としている。つまり、自分、そして自分たちの考えを表現する人間となり、工場労働による疎外感を克服し、また社会的な分裂を改善する方策となるというのである<sup>(18)</sup>。学習への興味を持たせるには、家族を含めた独立自営農民の自給自足の生活共同体でおこなわれていたと観念された協働作業—それは科学が発達した社会によって駆逐されたものであったが—を、学校という特別に純化した機関で「仕事 (occupation)」に再現し、そこで得た全体を把握する能力を会得することが、教育の目的となる。学校を社会への経過装置とするのではなく、学習過程を協働関係の純粋な典型的諸要素に還元して再構成する<sup>(19)</sup>、社会から自立した濃厚な空間として学校を設定することをデューイは構想したのである。学校の目的に沿ったかぎりでの、社会との相互作用が構想されていたと考える。

そしてそれは、分裂のない新たな社会を築くことを使命とする子どもたちを育成することにもつながる。ルソーは『エミール』で、腐敗社会からの影響を断ち切ったところで、仏国革命を担う子どもを育てるという小説を描いたという見方もある。それにならなければ、デューイも『学校と社会』で、分裂した社会を乗り越えて民主主義的な社会を担う子どもの育成を示した、ともいえる。

直面する貧困の状況から、初歩的な「英語」や数の数え方を覚えて、社会へ参入することに役立っている旧教育や、さらに具体的な職業に結び付ける職業教育が盛んとなっていた。が、根本的な解決としてデューイは、あくまでも協働による人間性の回復をテーマとしていた。それは、経験によって内面化されたものが、次の経験によって上書きされる不断の永久進歩の過程で形成されるものである。

## 第2章 観念の図式的な表現

デューイは実験学校のための子ども用の机椅子を探した時のエピソードを語っている。

シカゴ市内の学用品店を探しまわっても、「不恰好な机が何列にも幾何学的に整然と並べられていて、しかもそれら机は、子どもたちが教室のなかを動きまわる余地ができるだけないように、所狭しと置かれる」<sup>(20)</sup> 代物しか見つからなかった。当時の椅子は床にボルトで固定されていたという<sup>(21)</sup>。それは、教員の授業を聴くためにのみ必要な備品であった。教員や教育委員会があらかじめ定められた教材から多量の知識を取り込むための学習環境である。近代的な学校のシステムが、工場生産様式をまねてつくられたことは周知のことである。机椅子によって身体を拘束し、教員の指示に従って機械的に復唱し記憶していく命令尊重、規律重視のスタイルは、工場労働者育成のためのものであった。そこでは、命令が分かる最低限の読み書き算以外は、服従の道徳を身につけることが重要な要素であり、旧教育はそこに意義があり、当時の産業構造と深い結合があったのである。デューイは結局オリジナルの家具を作成させている。

デューイは学校制度を、社会制度の一部として生活において統合する理想のあり方を図解している。それは、現実の実験学校の学習環境でさえなく、デューイの頭の中にある学習環境の観念が表出されたものである<sup>(22)</sup>。第Ⅰ図では、学校制度がそれぞれ隔離している状況を示し、幼稚園から大学院までの根本的な統一を求めている。第Ⅲ図では四角く囲った学校(A)は、1、家庭、2、庭園、公園、カントリー、3、職業、4、大学、専門的調査研究、教師、プロフェッショナル・スクール、図書室、博物室との相互作用を図式化している。学校が孤立することなく、示された社会的要素と結合することを求めたものである。それは学校と現実世界との連続性を保ち、相互作用による学習環境といえる。他方で別の観点からすれば、産業化以前の協働社会の「仕事」学習をベースにして、純化した経験を学び、産業社会での新たな結合を行うための教育実践を生み出す濃密な学習環境は、それゆえ森田尚人(2007年)が述べるように、「この図を理解するにあたって、しばしば看過されてきたのは、学校が他の社会生活から毅然と区分されるべきひとつの制度であることを示す区画「A」の存在である。」のでもあった<sup>(23)</sup>。結合は、ここでは社会の一部であっても、その独自性をもって、相互作用ができる存在であることが前提とされる。

学校(A)は1階と2階から成り立っている。いずれも、「校舎を大きくふくらませて四方に張り出した形をしている」。四方に張り出した空間はそれぞれ、工作室、織物作業室、調理室、食堂である。そこでは共同体における協働作業が「仕事」として追体験される。このカリキュラムは、人類の発展過程と、個人の成長過程とのかかわりについて、米国ヘルバルト主義の批判的受容から構想されたものと考えられる<sup>(24)</sup>。四隅での実践的な活動に対して中央部の図書室は理論面を代表している。デューイは実践と理論との分離を求めている。図書室にいろいろな実践、経験、疑問が持ち込まれ、議論に新しい光がもたらされる、という。図書室に象徴されるのは、「他者の経験からくる新しい光、集結された世界の叡智」である。「ここでは理論と実践との有機的な関連がある。子どもは、たんに物事を為すというだけではなく、子どもが為しているところについての観念もまた、獲得するのである。」と述べている。物事を為すだけでは教育にならない。為すところについての観念を獲得してはじめて、「学校と社会」において主体的な発展が実現できるのである。したがって、デューイは書物について、「書物は経験の代用物としては有害なものではあるが、経験を解釈したり拡充したりするうえでは、

このうえもなく貴重なものである。」と理解している。

この実践と理論との統合は、2階部分でも概念化されている<sup>(25)</sup>。第Ⅳ図は2階部分の構成を示している。四隅には美術室、音楽室、物理実験室・科学実験室、生物学実験室がおかれ、「仕事」がおこなわれる。そして、1階の図書室と同じような役割が2階の中央に位置する博物室に求められる。博物室は第1に「充実した産業博物館」の役割を持つ。「ここには生産の種々なる発達段階に必要なさまざまな資材や材料のサンプル、およびそれらの資材や材料を取り扱うのに使用されるいろいろな道具が、最も簡単なものから最も複雑なものまで順に陳列されている。」<sup>(26)</sup> さらに、原産地や生産現場の写真や絵、サンプルが供えられている。「人間の行為のなかに凝結されてきた思想」を作業室に導き入れる役割として博物室がある。産業博物館の構想は、デューイも加わったハル・ハウスにつくられた労働博物館を連想させる。そこでは、シカゴ周辺地域の産業部門について、その発達とシカゴの生活が関連づけられて展示されていた。さらに、東欧、南欧からの新移民の故郷の産業も実演され、多文化共生への配慮が見受けられる<sup>(27)</sup>。当時、観念され、教え込もうとされたアメリカ文化は、初期入植者のWASP文化であった。このことを考えるならば、ハル・ハウスの労働博物館は優れた視点が存在していたといえる。

デューイは、「図書室、博物室には過去の最もすぐれた資料が収集され保存され、組織されている場所である。」と語り、「探求の精神は、ひたすら探求の態度をとおしてのみ、また探求の態度をもってしてのみ獲得されるものである」と述べている。

現代のオープンスペース、あるいはオープンスクールに通じる観念の図式的な表現が示されている<sup>(28)</sup>。図書館、博物館は情報端末も含めたラーニングセンターとして、現代的に再構成できるものである<sup>(29)</sup>。子どもたちは協同学習によって「仕事」を学び、ラーニングセンターによって、叡智の新しい光に触れることができる探求の場を持つことになる。また、実験学校の手法を現代の「ワークショップ」の原型とし、「古典的近代」を「近代に由来する原理で組み替えようとする試み」として理解し、理想的学校として図解された設計図は、「学校のワークショップ（工房）化」というべきであり、「教育の零度」として機能させる可能性を見出す見解もある<sup>(30)</sup>。

『学校と社会』第3章の終わりに、デューイは、ある教師から言われた言葉を引用している。「あの学校は実験学校である。そこでの教育のやり方は、わたしたちがいま従わされているような、こういった条件のもとで稼働しているのではない」<sup>(31)</sup>と。無償でおこなわれている公立学校には、人的物的条件がないので参考にはならないというのである。それに対して、先駆的な実験は「とりわけ都合のよい条件が要求され」「実験に必要なとされる資料のいっさいを思う存分駆使し、いかなるものにも妨げられずにおこなえなければならない。」したがって、模倣したり、複製できるものではないが、学校制度と生活を結びつける原理を証明することで、長い目で見れば有意義なものであると反論している。この反論は、はたして有効なものであるのか。具合のよい条件はどのようなものであり、それはどのような財政的裏付けによって可能となっていたのであろうか。財政的な裏付けのない事業は、たとえ実験学校であっても成り立ちようはない。デューイの画期性が実験を実際に行ったことにありとみなすのであれば、当然にも、存立基盤は問われなくてはならない。

### 第3章 実験学校の行財政

観念は実験学校ではどのように具体化されたのか。「附章 大学付属小学校の3年間」と、1990年版の编者であるフィリップ・W・ジャクソンによる「编者による序論」を見ることから始める。デューイは、1894年にシカゴ大学の哲学教授兼学部長として、着任し、教育学部を創設し、1896年1月に付属小学校を開設する。シカゴ大学付属小学校は、授業料と大学からの支出金と寄付によって成り立つ私立学校である。実験学校の学習環境は、この行財政に規定されていた。

三年前「私たちは、57番街の小さな民家を借り受けて学校にし、15名の子どもを生徒にして出発した。わたしたちは、気づいてみると、もう翌年には、キムパーク街に移り、そこで25名の子どもを相手に学校を運営していた。さらに、1月にはロザリー・コート、すなわち40名は収容できるような大きな建物に移転した。さらに、その翌年には、生徒数が60名にまで増えたが、学校はロザリー・コートに留まったままであった。今年度は、一時は就学者名簿は95名にもものぼることになって、学校はエリス街5412番に置かれることになったが、わたしたちは自前の校舎と運動場を入手するまでは、まだここに留まりたいと願っている。」<sup>(32)</sup>と、語るように規模の拡大とともに転々と借家を代わる様子が描かれている。このような小規模学校でも、経費のねん出は不可欠の課題である。

「学校運営費は、初年度をとおして、2学期分だけ計上されたにすぎず、それは1,300ドルから1,400ドル程度のものであった。今年度の経費としては、およそ1万2,000ドルぐらいが計上されることになるだろう。この総経費のうち、5,500ドルは、授業料として徴収される額であり、5,000ドルは、この学校に厚意を寄せる後援者たちによってもたらされるであろう。すると残額の1,500ドルは、学校経営のうえで、なお調達しなければならない額である。このことは、本年度の運営費がかさむことを物語っている。生徒一人あたりの平均経費は、開設以来ほぼ同額、つまり、1学年度1生徒当たり120ドルである。(中略)本校にとって、年間生徒一人当たりにかかる経費、つまり年間120ドルというのは、シカゴ大学が学生から徴収する授業料とまさに同額であって、それは本校が生徒から徴収する平均授業料の2倍にあたる額である。」<sup>(33)</sup>

と、3年目になっても相変わらず赤字が続く学校経営の困難さを語っている。

デューイ本人の語る内容について、ジャクソンはデューイの数字を引きながら、大学側の視点から次のように解析している。

「その実験学校の財務を承認しなければならなかった、シカゴ大学当局の財務担当者の懸念として、大きく立ちはだかっていた問題であり、それはまさに当校発足当初から派生してきた問題であった。この財政問題は、実験室性の消滅原因として考慮すべき問題として浮上してきたのであるが、この点は、実験室学校が組織された制度として発足する以前から、この教育機関の将来を脅かすような影を投げかけていたのである。」<sup>(34)</sup>

そして、ハーバー学長は、授業料の値上げと学級規模の拡大による採算性を、デューイに求めた。デューイは、これに対して授業料の値上げは同意し、学級規模の拡大には拒否をおこなった。このため、実験学校はその後赤字経営を余儀なくされ、やがてもう一つできたシカゴ大学付属の初等学校との合併過程で、デューイは大学を辞任するに至った。このような、実験室を維持することの困難性ととも、実験室を短い歳月であっても存続させた環境を見ることも必要である。その環境とは、ジャクソンに言わせれば、「教育についてことのほか高い価値をおく地域社会に設置されており、また、何事によらず、実験的な姿勢に寛容であるばかりでなく、高い敬意を払う人びとの住む地域を立地条件にしていた」のである。続けてジャクソンは、つまり、大学の教職員など中流階級の子どもたちを対象とした実験学校であったと述べている。

「その学校は今日いうところの中流階級を対象としていたことは想像に難くないということになるだろう。その学校に通っている何名かの生徒の両親（とくに父親）は、大学のファカルティーのメンバーであったことも容易に察せられる。デューイ自身の子どもたちもまた、その実験室学校に籍をおいていたこともわかっている。」

「洗練されたあるいは浄化された環境や場所が実験室」というジャクソンの規定からみれば、新生のシカゴ大学が革新的な実験をすることを、財政状況に危惧を抱きつつ容認し、また中流階級の子弟たちを集めた私立学校として、寄付金も多額に集めることができ維持されたということである。大学付属小学校設立以前からのデューイの書簡の分析によると、「実験学校は発足当初から深刻な財政問題を抱えていた。」<sup>(35)</sup>としている。1895年秋に大学から支出された1,000ドルによって開校した。1896—97年の運営費用として請求した2,800ドルは5月の理事会から却下され、その分は2750ドルの寄付によって賄われた。1896年11月23日付の大学出納官トマス・グッドスピードにあてた書簡は、先のデューイの講演内容やジャクソンの指摘をさらに細かい数字を持って裏付けるものである。実験学校の1896—97年度分の実験学校の運営費は、収入が寄付2,750ドル、授業料が1,200ドル、合計3,950ドル。これに対して支出は、教員の給与分として2,400ドル（1200ドル×2人）、借家の家賃550ドル（1897年9月1日より）、印刷その他雑費の50ドル、水道光熱費・雑用費200ドル、合計3,200ドル。これに設備、備品費として図書費80ドル、備品費290ドル、道具費50ドル、ピアノのレンタル料27.50ドルが加わって、支出合計は3547.50ドルとなっている<sup>(36)</sup>。このような実験学校の行財政は、当時の公立学校では、到底考えられない規模の内容であった。米国ではすでに1890年には、校舎が22万4,526もあり、1,300万人の小学生（7、8年生を含む）とハイスクールの222,000人の学生が存在した。そして、1880年代の生徒一人当たりの予算は都市部で28.87ドル、農村部では13.23ドル。1910年頃では都市部で45.74ドル、農村部で26.13ドル平均であった、という<sup>(37)</sup>。デューイの実験学校は生徒一人当たり120ドルであることを考えると隔絶した環境が設定されていたのである。

## おわりに

デューイの実験学校では、『ジャングル』で描かれた新移民の子どもたち、あるいは

少しでも高い賃金を得るために職業を身につけようとする子どもたち、の存在は事実上、埒外に置かれた、といえる。実験学校に通う子どもの家庭は、当時生まれつつあった新中流階級であり、新移民の家庭は、結果的に含まれていないと考えられる。『学校と社会』に収められた3つの講演記録を聴いていた人々も、とりわけ都合のよい条件を支えるにふさわしい、教育に高い価値、それも実験的な姿勢に敬意を払う人々であったはずである。『学校と社会』に収められた講演は、聞き手に応じた内容となっている。したがって、デューイがおこなっていた実験学校の内容や意図したすべてが収められているわけではない。そして、デューイが行おうとしたすべてが実現したわけでもない。

即効性を意図していないデューイの意義のひとつは、「観念の図式的な表現」にあると考える。

デューイは、直面する貧富の差からくる現実的な教育要請を拒否し、批判的な主体を生み出すための実験にまい進した<sup>(38)</sup>。賃労働と資本との分離を克服するためには、協働的な「仕事」学習を介して、仕事の意義について科学的な認識に至る方法を獲得した子どもたちの育成が必要とデューイは考えた。その意義は今日でも通じるものがある。バジール・バーンステイン（1975年）は、「階級と教育方法一目に見える教育方法と目に見えない教育方法」<sup>(39)</sup>において、「オープン・プラン・リビング」と呼ばれる目に見えない教育方法は、新中間層の意識に基づいた教育方法であると述べている。妥当な意見であろう。しかしなお、「目に見えない教育方法は労働者階級の子どもに有利な可能性をもたらすかもしれない。」とも述べている。そこに、「胎芽」があると考えたい。

## 注

- (1) 訳は市村尚久を基本的に使う。『学校と社会 子どもとカリキュラム』講談社刊行、1998年である。これは訳者あとがきによると、1990年のシカゴ大学出版部設立百周年記念出版を底本としている。原文テキストの刊行歴とこの版についての覚え書きによると、1899年4月の3つの講演に、同年2月の講演速記録「大学付属小学校の3年間」を加えて、シカゴ大学出版部から同年11月に刊行された。1915年に3つの講演に、5章を加え、速記録を削除した改訂版が出された。この改訂版第17刷（1953年）を底本としたのが、宮原誠一訳『学校と社会』岩波書店刊行、1957年である。「大学付属小学校の3年間」も含めて検討するので講談社版を使用する。
- (2) 笠原克博『初期デューイ教育思想の課題』法律文化社 1989年 において、パーカーからの影響を論じている。
- (3) デューイ『明日の学校』では、ルソーに基づいて新教育学校の波及を検討している。明治図書 1978年、杉浦宏、田浦武雄、三浦典郎他訳では、「明日の学校教育」とされている。『Schools of To. Morrow』1915年である。
- (4) 改訂版では、第5章で「フレールベルの教育原理」として取り上げている。
- (5) 木原活信『J. アダムスの社会福祉思想の研究』川島書店 1998年。新移民やその子どもの労働問題に取り組む社会改良運動の拠点としてのハル・ハウスを論述している。そこでは、児童労働保護の法制化に着手し、貧困家庭の就学運動も行われた。デューイがハル・ハウスからの影響を受けたことが述べられている。森田尚人は、『デューイ教育思想の形成』新曜社 1986年のなかでデューイからのアダムスへの影響を述べている。
- (6) 講談社版 17p。岩波書店版では、「学校は小型の社会、胎芽的な社会となる」と表現されている。

- 31p。「a miniature community」「an embryonic society」の訳語としては講談社版がふさわしい。embryonicは胚的な、であるから、胚のなかに未来が詰まっているイメージで、進化論的な影響を感じさせる。
- (7) 岩波書店版 p96。なお、市村尚久訳では、「校舎のなかで体験したいと願っている観念の図式的に表現された図画」p140と表現されている。
- (8) デューイの後継者たちが、教育方法だけではなく、社会との緊張関係を維持したとはかならずしも言えない。
- (9) WASP (ワズプ) は、ホワイト・アングロサクソン・プロテスタント (White Anglo-Saxon Protestant) の頭文字をとった略語である。
- (10) 萩原敏明「ウィリアム・レイニィ・ハーバーの大学論 (2)」『東北大学教育学部研究年報』29 1981年 123~144p。シカゴ大学の理事の三分の二はバプティストに限られている。また、シカゴの68%が東欧、南欧からの新移民によって占められていたことを指摘している。また、大規模な黒人居住区も存在していた。
- (11) アプトン・シンクレア『ジャングル』三笠書房 昭和25年 (『The Jungle』1906年)。当初は、米国社会党週刊誌「理性への訴え」に連載された。前半部分は非衛生的で過酷な労働現場と移民労働者家族の崩壊を描き、後半は主人公が社会主義に目覚めるという筋書きとなっている。
- (12) 前田淳「フォードシステムの構築とその意義 (二)」『三田商学研究』第51号 2004年。
- (13) アプトン・シンクレア『ジャングル』三笠書房 昭和25年 43p。
- (14) 笠原克博『初期デューイの教育思想の課題—1890年代の社会改革運動との関連で』法律文化社 1989年 151p。森田尚人『デューイ教育思想の形成』新曜社 2007年 263p「現代社会の諸問題の解決は、政府といった管理機関によるべきでなく、むしろコミュニティ成員の相互協力といった自覚的努力に委ねられるべきだというのが、デューイの教育にかんする提言の核心であったというべきであろう。その背景に、ハル＝ハウスでのジェイン・アダムスとの協同体験があったことは、いうまでもない。デューイは国家 (政府) と社会の範疇的区分けに言及しながら、公民性の概念内容が拡大されるべきことを主張する。」
- (15) 千賀愛、高橋智「19世紀末シカゴの児童・教育問題とジョン・デューイ」『東京学芸大学紀要 第1部門』52 2001年 219~243p。当時のシカゴの児童の就学状況と公立学校をソーシャル・センターとする発想の原点がハル・ハウスにあったことなどに言及している。
- (16) 講談社版 65p。
- (17) 講談社版 88, 89 p。デューイは数字も上げている。「全学齢人口のうちで、わたしたちが高等教育と称する教育にまで達するものは、ほとんど 1 パーセントもないのである。ハイ・スクール程度の教育に進むものは 5 パーセントにすぎないのである。ところが、他方では、全学生人口の半数を超える者は、小学校の第5学年修了時で、あるいはそれ以前に学校を離れ去ってしまっているのである。」88p。
- (18) 田浦武雄『デューイとその時代』玉川大学出版部 1984年、田浦は、「人間と人間とのコミュニケーションへの楽天的信仰という点において、人間観の把握に問題がある。労働者階級と資本家階級との間のディズ・コミュニケーションの存在が、不可避的であることが軽視されている点によく示されている。」と批判している。78p。
- (19) トクヴィル『アメリカの民主政治 上』講談社 1987年、では、1830年代のアメリカを訪問し、「アメリカでアメリカ以上のものを見た」という。彼は、アメリカの民主主義の原点をニューイン

グラント地方の共同体に発見した。「自らの手のとどく範囲内で社会を支配しようとしてとめている」自給自足的な共同体である。そこでは、清教徒的な厳格な法律と民主的な意思決定と共同体構成員の自由が共存していた。マサチューセッツ州法では、クエーカー教徒は鞭打たれ、牢獄につなぐられ労役を課せられる。また追放された後に再入国したカトリック教徒は死刑にされると定められていた。92p デューイはこのニューイングランドのひとつヴァーモント州バーリントンに1859年に生まれている。共同体での協働を純化した形で抽出しても、そこに存在してきた文化的要素、宗派（セクト）的一体感の強制を、排除できるものではない。デューイは、この要素に関して注意を払ってはいない。

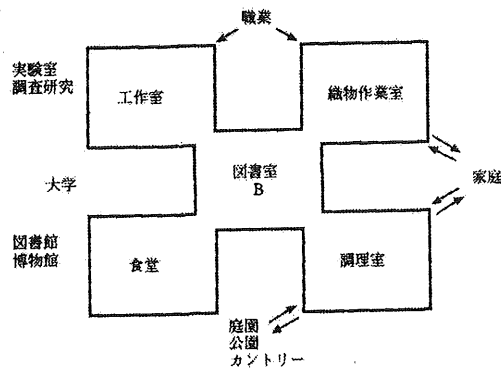
- (20) 講談社版 92p。
- (21) 森久佳「都市化・産業化に対応するデューイ・スクール」『都市文化研究』4号 2004年 28～43p。
- (22) 「観念の図式的表現」の土台となったのは、当然実験学校である。特に1898年10月からのエリス通りの校舎が、影響を与えていた。千賀愛・高橋智「デューイ実験学校と教育実践の展開」『東京学芸大学紀要 第1部門』54 2003年 241～267p。
- (23) 森田尚人『デューイ教育思想の形成』新曜社 2007年 246p
- (24) 中野真志「ジョン・デューイとアメリカ・ヘルバルト主義（1）」2003年。「デューイは、文化史段階説を教育的により明確に限定して活用する」と、分析している。
- (25) 笠原克博『初期デューイの教育思想の課題—1890年代の社会改革運動との関連で』法律文化社 1989年。281p 「経験、そして知識、仕事の本性としてとらえられる歴史的性格に注意しておくことが必要である。いわゆる望ましい学校の図の二階部分は、具体的経験に対する学問の諸分野、抽象的な学のレベルをあらわしている。そしてこれらの中心には博物館がある。すなわち歴史性がその全体を貫く。まずさきの一階とこの二階の間の往復運動は具体的地平と抽象的地平の間の相互媒介をあらわすのであるが、それとともに中央の博物館の存在は知識が歴史の相においてとらえられることを、過去が現在との関連において、逆に現在が過去とのつながりにおいてそれぞれ意味を把握され得ることをあらわしている。」この1、2階の差異についての指摘は、論証が不十分である。
- (26) 講談社版150、151p。
- (27) 笠原克博『初期デューイの教育思想の課題—1890年代の社会改革運動との関連で』法律文化社 1989年 316p。
- (28) 田浦武雄『デューイとその時代』玉川大学出版部 1984年、田浦は、1915年に出版された『明日の学校』にふれて、「デューイは、学校がコミュニティ・センターとしての役割を果たすことの重要性を明らかにした。1940年代に出てくるコミュニティ・スクールのアイデアの端緒の一つが、ここにもあったことを示している。」 183p。
- (29) 柳沢要他『アメリカの学校建築』ポイックス 2004年。
- (30) 真壁宏幹「古典的近代の組み替えとしてのワークショップ」『ブックレット』Vol.16 2008年 112～128p。
- (31) 講談社版155～157p。
- (32) 講談社版「附章 大学付属小学校の三年間」239p。
- (33) 講談社版 240、241p。
- (34) 講談社版 20p。



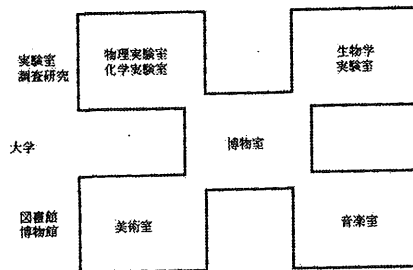
- (35) 小柳正司「シカゴ大学時代のジョン・デューイの書簡について(3)」『鹿児島大学教育学部研究紀要』53. 2002年 203～233p。トマス・グッドスピードにあてた書簡などの分析は、小柳による。
- (36) 現金寄付以外にも、金物商から56.37ドル相当の大工道具一式の寄贈を受けている。
- (37) 森久佳「都市化・産業化に対応するデューイ・スクール」『都市文化研究』4号 2004年 28～43p。
- (38) 中野真志「デューイ実験学校における初期の実践記録」『愛知教育大学研究報告』56(教育科学編) 2007年 9～17p。19世紀末から20世紀初頭の社会秩序が効率的に機能するための次世代を準備するような学校の在り方を批判し、実験学校において現実世界の知的駆使能力へと導く教育課程に関心を向けた、と中野は述べている。
- (39) 潮木守一他編訳『教育と社会変動 上』東京大学出版会 1980年 227～258p。

付図 「観念の図式的な表現」学校(A)

第Ⅲ図 1階



第Ⅳ図 2階



講談社版『学校と社会』140、147頁より

# キャリア教育論

中村 文夫 *NAKAMURA Fumio* : 教育行財政研究所

The purpose of this paper is to criticize how the government has failed to develop an education system that well supports and create a successful career human resource.

The school curriculum and career guidance have been formed by different needs and demands of each period in the history. Our career education was put more focus on following the Career Education Incentive Act in the United States. This education system engaged the growth of each student's view of labor and occupation. The government believes NEET and part-time jobber do not have this knowledge. However, there is no statistic data that unemployed people and part-time jobber does not have those point of views.

When we consider work and career education, the government should solve the differences in the wage and social classes instead of this type of perspective. Moreover, it is important for the employee to become more cooperative with each other.

## はじめに

学校教育と職業社会との円滑な接続（移行）は、国民教育として大衆的な公教育制度が始まって以来、重要なテーマであった。昨今言われている、小1ギャップや中1ギャップの比ではない断層を飛び越える選択と決断とを、生徒は強いられてきた。しかも現在、高等教育を受けても、希望する就職機会がかなえられず、中等教育卒業だけでは、将来にわたって不安定かつ低賃金しか得られない。貧困の世代間連鎖は学歴資格と関連しつつ、再生産されている<sup>(1)</sup>。非正規労働者は35.2%と全労働者の三分の一を超え、また若年失業者は約10%にもものぼり、長期化している<sup>(2)</sup>。

世界的な傾向としても労働者は二極分化がみられる。「この新しい産業社会では、金融や情報サービス産業で専門知識を武器に働く人々と、「マクドナルド・プロレタリアート」などと形容される、安い賃金と不安定な雇用で働くサービス労働者に二極分化しつつあるという。」と岩田正美（2007年）は語る<sup>(3)</sup>。第3次産業が拡大する中で、工場労働に従事していた非熟練単純作業労働者層の吸収先の現実である。このマクドナルド・プロレタリアートはBチームや二流国民と名指しされ、社会的排除（social exclusion）の対象とされている。金融や情報サービス産業内においても、派遣労働が常態化し、「ブラック企業」と呼ばれる超過酷な労働を強いる企業が、若者を使い捨てながら急成長している。構造的な矛盾をそのままにして、子どもたちが身に付けるキャリアだけを問題としても、解決できる領域はどの程度あるのだろうか。

厳しい雇用状況は今後も継続する可能性が多大である。2030年代の就業者は現在より840万人も減少するとの推計も出されている<sup>(4)</sup>。そして、政府の国家戦略会議のフロンティア分科会（座長；大西隆東大大学院教授）は、2050年の目指すべき国家像をまとめ

た報告書で、「40歳定年制」を、企業組織の新陳代謝促進策として提言している<sup>(5)</sup>。このような厳しい就労状況を前にして、学校教育は何ができるのか。キャリア教育が日本では2004年以来唱えられているが、それは子どもたちが自尊心をもって将来を拓く教育政策なのであろうか。それとも、減少する正規労働職場という限られたパイを自己責任で争う激烈な競争に追い込む方策でしかないのであろうか。

## 第1章 企業が求める人材育成

企業が求めるのは、「自律型人材」である。それは、主体的にキャリア形成をする労働者を求めることである。その方策は、高度経済成長期に形作られた終身雇用を前提とした企業内人材育成（職業訓練）を放棄し、雇用形態の流動化を前提として労働者個人に企業が求める職業能力の形成を委ねるものである。

戦後の雇用転換は、1980年代に技術革新による直接生産部門の削減と、それに続く情報化による事務処理の合理化によって間接部門の削減とが、一つの要因としてあげられる。もう一つは、製造業の海外移転とグローバル経済による多国籍企業化の影響である。

1995年5月、日本経営者団体連盟は、「新時代の「日本的経営」」を発表して、雇用を三つのグループに分類することで、終身雇用による労務費コストの脱固定費化を図り、流動的雇用形態を求めた<sup>(6)</sup>。このことは先に述べたように企業による職業訓練から、労働者個人による職業能力の形成責任に転換したことでもある。

はじめに述べたような現在の厳しい雇用環境を導く引き金となったこの提案を見てみよう。

第1のグループは、「長期蓄積能力活用型グループ」である。企業にとって基幹となる労働者として期待するグループである。このグループに対しては、雇用形態も従前どおりの期間の定めのない雇用形態、つまり終身雇用を想定している。対象となるのは、管理職・総合職・技術部門の基幹職である。賃金については月給制か年俸制を採用し、職務給や昇進制度も保障される。賞与は定率と業績スライドを組み合わせる。退職金・年金はポイント制として考慮する。昇進・昇格については役職昇進、職能資格昇格。福祉政策としては、生涯総合施策として用意されている。

残りの二つの雇用者グループは、いわば「使い捨て」対象の労働者である。第2グループは、「高度専門能力活用型グループ」である。高度専門能力が生かせる間の「有期雇用契約」を基本とし、対象職域は、「専門部門（企画、営業、研究開発等）」である。賃金は年俸制実績給で昇格はない。賞与は業績の成果による。退職金・年金は「なし」。昇進・昇格についても「業績評価」。福祉政策は「生活援助」にとどまる。第3のグループは、「雇用柔軟型グループ」で、企業にとってあからさまな雇用調整対象である。雇用は「有期雇用契約」である。職域は一般職（技能、販売）。賃金は時間給と職務給で、昇格は上位職務への転換、賞与は定率。退職金・年金は「なし」。福祉政策は、「生活援護」である。1985年に労働者派遣法が成立し、2004年には製造業への拡大が図られ、不安定雇用の低賃金非正規労働者が広がってきた（注2参照）。同時に、各企業は終身雇用からの転換として、早期退職優遇制度、転職支援、独立開業支援などキャリア選択の多様化という名目による人員削減の手段を講じてきた。

2006年6月には、日本経済団体連合会は、「主体的なキャリア形成の必要性和支援のあ

り方」を発表した<sup>(7)</sup>。個人に焦点を当てた「主体的なキャリア形成」の支援を目指したもので、「自律型人材」がキーワードであった。この中で、教育機関への要望として、二つの事柄が述べられている。一つは、キャリアの意味の理解についてである。キャリアがイコール資格ではなく、その能力の活用が企業の求めるところのものであることである。広い意味でのキャリアとしては、仕事や働くことに対する意味付けと併せて経験の蓄積を図ること。生涯にわたる生き方等のことであり、それに応じた能力を身に付けること。もう一つは、初等中等教育段階の様々な社会体験、例えば、職場体験やインターンシップ等の実施が求められていた。

国家による雇用政策を見た場合、労働省・厚生労働省による労務政策の大枠の中で、公教育施設に在籍する児童・生徒に対する職業に関する指導を所管するのが文部省・文部科学省である。

文教政策の一分野として、1950年代までの「職業指導」が、1960年代に「進路指導」となり、それが2004年より「キャリア教育」が中心的な概念として使用されるようになった<sup>(8)</sup>。職業指導から進路指導への転換には、高度経済成長期に高等教育への進学率の上昇がみられたことが背景としてある。職業訓練は就職後に企業責任によって実施されてきた。キャリア教育についてはすでに米国で1977年にキャリア教育奨励法という5年間時限立法が成立していた(1979～1984年)。キャリア教育も基本的には、企業が求める自律型人材の育成策である。それは、他方では正規労働者となることを断念し、非正規労働者としての生き方を「納得」することを促す政策でもある。1999年12月、中央教育審議会(中教審)答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」で、はじめてキャリア教育という言葉が使われた。具体的には「小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施する必要がある」と提言していた。本格的には、2004年に「キャリア教育の推進に関する総合的調査協力者会議報告書－児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために」において、キャリア教育の概念は「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義された。

## 第2章 キャリア教育の策定

「平成15年6月、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び経済財政政策担当大臣からなる「若者自立・挑戦戦略会議」において「若者自立・挑戦プラン」が取りまとめられ、その重要な柱としてキャリア教育の推進が位置付けられました。その後、内閣官房長官、農林水産大臣、少子化・男女共同参画担当大臣も加え、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(平成16年12月)が策定され、キャリア教育の充実を図ることとされました。さらに、本年1月には、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の改訂版が、取りまとめられその強化が図られています。なお、本アクションプランは、政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる骨太の方針にも盛り込まれているところです。

このような中、文部科学省では、平成16年度には小学校・中学校・高等学校を通じ組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・指導内容の開発等を行う「キャリア教育推進地域指定事業」や、平成17年度には産学官の連携による職場体験・インターンシップの推進のためのシステムづくりなど地域の教育力を最大限に

活用し、キャリア教育の更なる推進を図るための調査研究を行う「キャリア教育実践プロジェクト」など、様々な施策を実施しているところです。特に、中学校を中心に五日間の職場体験を行う「キャリア・スタート・ウィーク」については、本年度からは、11月を「キャリア・スタート・ウィーク推進月間」とするなど、一層の推進を図ることとしております。

しかしながら、各学校の現状を見ると、キャリア教育の必要性は理解されながらも、その意味付けや受け止め方が多様で、教育課程の見直し、体験活動等の取組が十分とは言えない状況であることは否めません。」

と、文部科学省初等中等教育局長銭谷真美は、2006年に、「キャリア教育推進の手引」のまえがきで、キャリア教育が国家的要請であるにもかかわらず学校教育での浸透が不十分であることを認めている。

国立教育政策研究所生徒指導研究センターは、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み開発」のための研究結果の中で、一つのモデル例として「4領域8能力の枠組み」を、提示した(2002年)。4領域とは「キャリア発達に関する能力」として、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「意思決定能力」「将来設計能力」である。そのモデル例として例示された領域が金科玉条のように教育実践を規定していった。それは、このような能力がいわゆる「生きる力」で求められている内容と重複したのであったことから、受け入れやすかったのである。教育基本法改正(2006年)において、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が、学校教育法改正(2007年)では「将来の進路を選択する能力を養うこと」が、加えられ、小学校への拡大へとつながっていった。学習指導要領告示(小中学校 2008年)には道徳性を育成する体験活動として職業体験が例示、総合的な学習の時間では職業や自己の将来に関する学習活動が例示された。同じく高校に対しては、教育課程の編成において、計画的、組織的な進路指導、キャリア教育を推進することが示されている。

その後、2011年1月にとりまとめられた「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」において以下のような改善が試みられた。そこで強調されたのは「基礎的・汎用的能力」である。「基礎的・汎用的能力」は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。「4領域8能力」では、「基礎的・汎用的能力」の重要な要素である「課題対応能力」の育成について必ずしも十分な具体性を伴って提示されてこなかったとされた。さらに、「基礎的・汎用的能力」は、「4領域8能力」においては焦点化されてこなかった「自己管理」の側面、例えば忍耐力やストレスマネジメントなども重視すべきものである。このように、「基礎的・汎用的能力」は「4領域8能力」を補強し、より一層、自律型人材を育成しようとするものであり、以上の点を踏まえた実践の改善がこの答申では求められている。

このような要請にもかかわらず、一般的に行われていることは、中学校では従来から行われてきたように、97%以上が高校進学する現状を踏まえた進路指導である。成績による高校等への振り分け作業が中心である。あとは、5日間の職場体験学習が大きなウェイトを占めている。2009年の国立教育政策研究所生徒指導研究センターの調査では、

職場体験実施率は96.5%（5日以上は20.7%）と高い実施率を示している。この職場体験学習がどの程度に、「一人一人の勤労観、職業観を育て」たかは論証されていない。この他、卒業生を囲んだ小集団によるミーティングや社会人からの講話などが企画される。高校段階では、同様に、インターンシップ実施率が64.6%（2008年）となっている。「勤労観・職業観」を注入するキャリア教育のねらいは、浸透せず、形だけ行なわれているとみるべきであろう。なぜ、浸透しないのか。あるいは、浸透しないにもかかわらず、下記に見るように一定の効果を果たしているのか。

### 第3章 キャリア教育を超えて

本田由紀（2009年）は、「『キャリア教育』という言葉を使うか否か、また具体的な活動や計画を実施するか否かとは別に、生徒が「勤労観・職業観」や「意思決定能力」「将来設計能力」を持たねばならない、という要求そのものは、学校や教師から生徒に対して確実に伝えられているあるいは、そのような要求こそが、政策的に推進されてきた「キャリア教育」の本体だと考えるべきだろう。」と分析している<sup>(9)</sup>。キャリア教育は、児童生徒の意識や意欲に、職業社会との接続の課題を焦点化することで、教育の職業的意義を無化する政策だと、本田由紀はみなしている。

フリーター<sup>(10)</sup>やニートという言葉が突然に現れ、その職業意欲の欠如が、社会的に注目される中で、学校教育と社会との接続の課題を、社会での受け皿という構造的な問題から、一転して若者の「勤労観・職業観」の欠如・欠陥に論点が転換されてしまったのである。それでは、フリーターやニートとなっている若者たちは、正規採用されている若者と相違した意識を持っているという、もともとの前提は論証されているのであろうか。この仮説を検証した大阪大学のフリーターに対するインターネット調査の結果（2005年）では、「雇用形態ごとのちがいはほとんどありませんでした。」という報告がされている<sup>(11)</sup>。また、普通高校出身者には専門知識がないために、フリーターになりやすいという思い込みに対しても、工業科、商業科出身者は確かに80%が典型雇用に就いている（初職）が、現職と比較すると普通高校出身者と同程度の落ち込みを見せている。特に女性にその傾向が激しく、総じて、「高卒の方が典型雇用に働き続けるのはむしろかしいといわざるをえません。」とする分析結果を出している。このような分析結果は、現在行われているキャリア教育や職業教育への前提を見直す必要性を迫っている。それはまた、本田由紀が主張する教育の職業的意義についても一定の保留を必要とする。少なくとも普通高校と職業高校との就職差における差異は、一概には断定できないのである。教育の職業的意義は否定することはできないが、教育そのものの意義や可能性を含めて吟味するべきであると考えられる。

学校には職業教育を行える資源がないとする児美川孝一郎（2011年）は、職業訓練機関との連携と役割分担を提言する。

「生涯にわたるトータルなキャリア設計を見通しながら、社会に対する現実的な認識を獲得させるキャリア教育は、学校教育が本領とするところである。職業教育訓練は、学校教育との連携をはかることで、こうした教育機能を補強することにつながるし、生徒・学生が学校と職業教育訓練とを往復することになれば、本

来の意味での職業教育訓練の機能をより効果的に発揮することにもなるのではなからうか。」<sup>(12)</sup>

しかも、学校教育で行うキャリア教育の中身は、「職業的な知識やスキルを獲得する場が提供されることは必要条件であるが、それだけでは十分ではない。労働の意義や役割について認識させ、現代社会や産業界の現実、労働者の権利と労働の実態、多様な働きや雇用形態等について正確に把握し、自らのキャリアを主体的・現実的にマネージしていく力量を形成するという意味でのキャリア教育が不可欠である。」と主張している。この視点は、本田由紀の以下に見る「抵抗」の視点と近い発想である。

本田由紀は、前掲書で教育の職業的意義を訴え、適応と抵抗との両面の必要性を強調する。この視点は画期的であった。以下、画期的であることを前提として、いくつかの疑問を呈したい。適応に関しては、「柔軟な専門性 (flexpeciality)」をキーワードとして掲げる。後期中等教育以上では、一定の専門的な知識と技能の形成に教育課程の一部を割り当てるべきであるとする。しかも、その教育課程では、狭い分野に特定せず、応用・発展・展開していくことが可能な柔軟な専門性を目指すとされる。しかし、職業高校の専門性は、典型労働で働き続けるには有効性が不十分であるとの調査結果や職業教育を行える資源がないとの指摘が存在する。本田由紀のいう柔軟な専門性の現実的な余地は、どの程度あるのだろうか。あるいは、産業界から示されていた三つに区分された労働者の雇用形態への対応は、どのように考察されるのであろうか。たとえば、以下のような考え方は、経済界を中心にして広く受け入れられているものである。

「21世紀に求められている「労働の質」は、IT社会の中で大量のデータを読み解き、必要な情報を活用して新しいビジネス・モデルを創造出来る能力（研究・開発能力）であり、情報により得た知識を活用して異文化社会に積極的にとけ込んでビジネスを展開する能力や能動的態度である。そして、このような能力や職業意識を前提として労働生産性や労働参加率の向上が可能になると考えられる。」

として、第1に、経済のグローバル化・ボーダレス化では、知識基盤社会にふさわしい「研究・開発」の専門的作業が可能な労働者。第2に、異文化の中でビジネスを成功させるコミュニケーション・スキルとチャレンジ精神を持つ人材の育成が必要。第3に、国家、個人に加えて、地域の役割が重要となるので、地域社会に積極的にかかわる「21世紀型市民」の育成。第4に、フリーターやニートに対しては学校教育だけでは対応ができないので地域の力が必要である。このような視点からキャリア教育が求められる、という意見である<sup>(13)</sup>。この文脈からは、高度な専門性を持つ研究職員や国際的なビジネスマンは、地域においてもリーダーシップをふるって、修学意欲や目的意識の低い若年層をフォローする構図が、キャリア教育として描かれている。言い換えるならば、OECDがPISA調査で求めるようなエリート労働者は、地域においては産業界の盾となって三分の一以上の非正規労働者・ワーキングプアの不平不満を抑え込む役割も担うことが求められている。PISA型の教育が目指す「人間像」がここにありはしないか。一部には国際的な業績を生み出す研究者やビジネスマンが養成されるだろうが、他方では、大

量のデータを打ち込む情報関係労働者も、知識基盤社会なるものには必要不可欠である。そして、食の外部化に伴い、大量の胃袋を満たすためにはマクドナルドで働く労働者も必要である。「高度専門能力活用型グループ」には上述のような任務が課せられるとともに、他方でBチームあるいは二流国民と呼ばれる層に対して、キャリア教育の役割は、そのワーキングプアの人生を納得する「勤労観・職業観」を植え付けるものである。教育による再階層化の現代的様相である。

抵抗に関しては、本田由紀は労働法制などを熊沢誠や厚生労働省「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」報告（2009年）<sup>(14)</sup>を引用しながら、主張している。だが、諸悪の根源である労働者派遣法にみられるように扼るべき労働法制も、抵抗となる論理だけを提供しているわけではない。さらに、この抵抗を身に付ける課程も、それを教える教員の職員団体・労働組合への組織率の低さ<sup>(15)</sup>を見るとき、困難さを感じさせる。職業社会での組織労働者の割合の低下は歯止めがきかず、また組織構成においても正規労働者に偏りが強い。最も団結が必要な非正規雇用の労働者の組織化は、不十分である。それでもなお、教育の職業的意義として、以下のような内容で追求していくべきである。自律的人材というキーワードの裏返しとも受け取られる可能性のある個人的な抵抗は受身の論理である。構造的な矛盾への積極的な挑戦を行うためには、労使対等な関係の構築こそが重要であり、労働三権を基軸とした仲間（共同）の中にしか職業生活の保障はないと考える。言葉としては、抵抗ではなく、団結（共同）こそが、教育の職業的意義として学び取る概念となろう。子ども時代から、集団的な合意形成の仕方を学び、自治的な共同性を作り出し、集団的な意思表示を可能とする学習が大切である。自分を価値ある存在として感じることで、つまり自尊の心は、集団のなかでお互いに尊敬しあう中から生まれるのである<sup>(16)</sup>。

## おわりに

2002年、日本経営団体連盟労政部は、第2回「新時代の日本的経営」についてのフォローアップ調査報告において<sup>(17)</sup>、雇用グループの構成比率（全産業計）を描いた。それによると、1995年に構想した長期蓄積能力活用型グループは、2002年現在で84.0%である。これを将来には72.7%まで引き下げることが想定されていた。他方、高度専門能力活用型グループは、5.9%を11.4%に拡大、同様に雇用柔軟型グループは10.1%を15.9%に拡大することが示されていた。両グループあわせて、27.3%である。ところが、その想定を上回って現在、非正規雇用者が35.2%に拡大している。経営者団体の見通しをこえている。この状況を行きすぎと考えているのか、それともまだ足りないとしているのだろうか。2006年、日本経済団体連合会の当時の御手洗富士夫会長は、現行の請負法制の規制緩和を求めている<sup>(18)</sup>。はじめにで紹介した政府の国家戦略会議のフロンティア分科会の定年40歳をあわせて考えると、非正規雇用の拡大を経済界と政府とはともに求めていることが分かる。この方向性は、すべての子どもたちが、平等に自尊心をもって未来を拓くという視点に立つものではない。

教育も、そして労働も、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」<sup>(19)</sup>の実現のためにある。企業もまた、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現する社会的な責務を負うべきである。自律的人材というキーワードを転換して、たとえば、企業内職



業訓練を基本的に放棄した中であっては、仏国のように企業に職業訓練税<sup>(20)</sup>を課すなどの制度も検討材料となりうると考えられる。職業訓練の成果を得て、利益を上げるのは企業であるからである。さらに、労働者への利益再配分率を上げながら、生活の質を底上げしていくことが、経済成長はなくても社会が持続していく方策である。学校教育と職業社会との円滑な接続(移行)には、まず社会の受け入れの改革が重要である。

キャリア教育が成り立つとすれば、労働者の共同性を作り出すには、どのような資質を磨けばよいのかを学ぶことにあるだろう。現在のキャリア教育は、小学校から長い時間をかけて、多くの子どもたちに将来をあきらめ、分にあった人生を送ることを促す作用をもたらしている。それは、ワーキングプアとして生きることを受け入れる過程でもある。確かに、教育は選別機能を持つ。しかし、それは、憲法第25条の範囲内での機能でなければ、教育の存在基盤を揺るがすことになる。

「選択と競争」という新自由主義的な発想のうちにある「自律的人材」の育成ではなく、自治的な共同性を作り出すための合意形成や集団的な意思表示の形成を学習することが、学校教育と職業社会との結合にとって重要である。どの社会的な階層に焦点を当てて、政策を展開するのかという整理も必要である。その場合、貧困の世代間連鎖を断ち切るためという具体的な目標設定も重要である<sup>(21)</sup>。そのためには、自尊の心を育み、学び直しのできるシステムが有効である。「企業の求める能力」が、最優先課題ではない。ましてや企業の新陳代謝のために、労働者は生きているわけではない。二極分化した雇用形態に発するグローバル社会の矛盾を解消する視点をもって、キャリア教育や職業教育を再構築することを提案する。

## 注

- (1) 岩田正美『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房 2007年 89頁。中卒レベルで貧困経験68%。高卒レベルで41.2%。
- (2) 内閣府(政策統括官经济社会システム担当)日本経済の実態と政策の在り方に関するワーキング・グループ「分厚い中間層の復活について(事務局補足説明資料)」によれば、2011年において正規雇用3185万人、に対し非正規雇用1733万人(36.2%)の内訳としてパート835万人(48.2%)、アルバイト346万人(20.0%)、派遣社員92万人(5.3%)、契約社員・嘱託340万人(19.6%)、その他120万人(6.9%)である。フリーターは、2010年現在183万人(うち25~34歳が97万人、15~24歳が86万人)。ニートの数は2010年現在、60万人(うち30~34歳が17万人、25~29歳が17万人、20~24歳が15万人、15~19歳が9万人)である。
- 日本経済新聞「若者の失業 長期化」2012年11月26日。1年以上の長期失業者は、2011年に117万人に増えている。25~34歳は28万人。長期失業は再就職が困難になる傾向が強い。
- (3) 岩田正美『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房 2007年 23~24頁。
- (4) 東京新聞「30年の就業者、840万人減 厚労省研究会が推計」2012年7月21日。
- (5) 国家戦略会議フロンティア分科会「あらゆる力を発露し創造的結合で新たな価値を生み出す「共創の国」づくり」2012年7月6日 <http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120706/hokoku1.pdf> 2012年8月13日閲覧
- (6) 日本経営者団体連盟「新時代の「日本的経営」」1995年5月。
- (7) 日本経済団体連合会「主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方」2006年6月20日。
- (8) キャリア教育について、日本キャリア教育学会編『キャリア教育概説』東洋館出版社 2008年、

が網羅的である。

- (9) 本田由紀『教育の職業的意義』筑摩書房 2009年 147～148頁。
- (10) 厚生労働省の「フリーター」の定義は、年齢が15歳から34歳まで。雇用形態がパートやアルバイトあるいは無業者である。派遣や請負という労働問題の焦点分野は、入っていない。また、就職氷河期の世代は、35歳以上になりつつあるので、定義からもれる。
- (11) 亀山敏朗「若年者の労働観とキャリア教育政策」『札幌学園大学 社会情報』Vol17 No.1 2007年 93～102頁。
- (12) 児美川孝一郎「学校教育と職業教育訓練の連携」『連合総研レポート DIO』No.257 2011年 2月1日
- (13) 糸井重夫「経済のグローバル化とキャリア教育」『都留文科大学大学院紀要』第16号 2012年 29～44頁。
- (14) <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/02/h0227-8.html> 2012年 8月11日閲覧。
- (15) 文部科学省「平成20年度 教職員団体への加入状況に関する調査結果について」（平成20年10月1日現在）によれば、教職員団体全体の組織率は、昭和51年以降連続して低下してきている。今回の調査においてもさらに低下し、これまでの最低となる44.1パーセント（前年45.0パーセント）となり、33年連続の低下となった。また、公立学校では、義務制では7人に1人が非正規教員となっている。
- (16) ジョン・ロールズ『正義論』紀伊國屋書店 1979年134～135頁。
- (17) 日本経営者団体連盟労政部「第2回「新時代の日本的経営」についてのフォローアップ調査報告」平成10年8月。
- (18) 朝日新聞 2006年10月28日。
- (19) 日本国憲法第25条。
- (20) 鈴木宏昌「職業訓練再構築の方向性—欧州の経験と労働組合への示唆」『連合総研レポート DIO』No.257 2011年 2月1日。

「フランスでは、企業側の承認が必要という条件の下で、一年を超えない範囲で教育・訓練休暇を要求することができる。また、訓練費の負担としては、20人以上を雇う企業は賃金総額の1.6%を訓練に支出しなければならない。訓練税と呼ばれ、企業が従業員に訓練を与えることを義務化している。原則的に、訓練・研修の機関は国が認定したものに限られ、OJTは訓練・研修と認められないので、企業にとっては厳しい制約が課せられる。人材派遣業になると、この訓練税は賃金総額の2%におよぶ。」
- (21) 「再分配効果は諸外国に比べ相対的に弱く、特に子どもについては再分配により貧困率が悪化する。（『平成23年度版 厚生労働白書』）このような事例は特異である。国連児童基金（ユニセフ）の報告書によると、「日本の子ども（18歳未満）の貧困率は14.9%で、先進35カ国のうち悪い方から9番目の27位。」である。（朝日新聞 2012年 6月10日）

# イングランドにおける学校理事会と 地方当局との関係の変化

嶺井 正也 *MINEI, Masaya* : 専修大学

## On the relationship between school governing body and local authority in England

This paper analyzes the transformation of the relationship between school governing body and local authority in England. It is caused by introduction of policy that has the intention for extending of academy. Because the Conservative and Unionist Party which makes a coalition government with the Liberal Party has presented the manifesto in which it promotes the changing of a local school to an academy.

The government enacted law called “The Academy Act 2010” and amended the School Governance (Constitution) (England) Regulations in 2012. According to the this regulation, it became unnecessary for local-authority governor to be an indispensable member of governing body of an academy.

### はじめに

「パブリック・エデュケーション・スタディ 第3号」に掲載した拙稿「イングランドに地方教育行政・学校理事会について～学校ガバナンスを考えるために」<sup>(1)</sup>では、「イングランドの学校理事会は、日本の学校運営協議会以上に学校運営に関する権限がある。地方当局との関連を図りながら、これがどう機能しているのかを検討すること」を今後の研究課題として指摘しておいた。本稿はこの課題を追究するため、学校理事会 (school governing body) と自治体 (council)・地方当局 (local authority) との関係について考察をすることを目的とする<sup>(2)</sup>。

ところが2010年の政権交代により成立したキャメロン政権下、学校理事会と地方当局の関係を変える、いや、断ち切る動きが出て来たのである。それは、2010年アカデミー法を制定したことで2007年学校管理規則を2012年に改正したことに象徴される。

後述するように、2007年学校管理規則では地方教育当局理事 (LEA Governors) や地域理事 (Community Governors) が学校理事会に入っていたのに対し、2012年学校管理規則では地方教育当局理事が地方理事 (LA Governors) に代わるとともに、地域理事というカテゴリーが消えたのである。

さらに、アカデミー (academy) になった場合、その学校理事会に地方当局理事をいれるかどうかは任意となっている。そもそもアカデミーへの移行は、学校が地方当局から離れ、中央の教育省から直接に資金配分を受ける関係になることを意味しているのである。

まず、2007年学校管理規則で例示された学校理事としての地方教育当局理事を確認し、その役割をみることとする。

続いて、2012年学校管理規則でどう変化したのか、その変化の意図や背景は何かを検討し、学校理事会と地方当局の関係に大きな変化が生じつつあることを明らかにする。

## 1. 2007年学校管理規則

イングランドの各学校に設置されるようになっている現在の学校理事会は基本的には2002年教育法に法的根拠があるが、公費維持学校 (maintained school) に関する、その具体的な組織や権限は学校管理規則 (The School Governance (Constitution) (England) Regulations) で決められている。ブラウン労働党内閣時代に、それまでの2003年学校管理規則を改正して制定された2007年学校管理規則によると、学校理事会の構成理事の種類は以下の通りであった (人数は9~19人)。

- ・親理事 (parent governors)
- ・教職員理事 (staff governors)
- ・地方教育当局理事 (LEA governors) : 地方教育当局が任命する。
- ・地域理事 (community governors) : 学校が教育を提供する地域に住んでいるか、働いている人の中から学校理事会が任命する。
- ・設立母体理事 (foundation governors) : 公立学校 (community school) 以外の学校の場合で、設立母体が任命
- ・連携理事 (partnership governors)
- ・後援理事 (sponsor governors) : 学校に財政支援する組織の代表
- ・補助委員 (associated members)

2007年段階では、地方教育当局理事と地域理事が入っていることを確認しておくだけにしたい<sup>(3)</sup>。なお、以前訪れたことのあるロンドンのウォルサム・フォレスト (Waltham Forest) 特別区のフレデリック・ブレマー (Frederick Bremer) 中等学校は2010年時点では、校長を除く17名の学校理事のなか、地域理事4名、地方教育当局理事4名となっていた。参考までに2007年学校管理規則以前の構成は以下の通り (表1) である。

\* 参考 (表1) ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/04021001/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/04021001/004.htm))

表1 公立学校の学校理事会の構成

	1998年教育規則				2003年学校管理規則	
	中等学校		初等学校		初等中等学校	
生徒数	600名以上	600名未満	100名以上	100名未満	区分なし	
親の代表	8人	5人	4~5人	3人	理事全体の3分の1以上	
地方教育当局の代表	5人	4人	3~4人	2人	理事全体の5分の1	
教員の代表	2人	2人	1~2人	1人	教職員の代表 最優2人以上、全体の3分の1を超えない範囲	9 } 20 名
職員の代表	1人	1人	1人	0~1人		
地域の代表	5人	4人	3~4人	2人	理事全体の5分の1以上	
後援理事	なし		なし		2人まで (理事数に含めない)	
校長	○	○	○	○	○ (教職員の代表に含む)	

## 2. 2012年学校理事会規則

この学校管理規則はたびたび改正されてきているが<sup>(4)</sup>、2010年の保守党を中心とする連立政権への政権交代をふまえ、2007年規則が2012年4月に改正され、同年9月から施行されている。そこでまず、2012年学校管理規則を教育省制定の指針<sup>(5)</sup>を参考にみておくことにする。

### 1) 2102年学校管理規則の概要

(1) 2012年学校管理規則(以下、2012規則)は第1部で2007年学校管理規則(以下、2007規則)の廃止を規定したあと、第2部で理事の種類を明記している。それは以下の通りである。

- ・親理事
- ・教職員理事
- ・地方当局理事 (Local authority governors)
- ・設立母体理事
- ・連携理事
- ・理事会選出理事 (Co-opted governors)

親理事は立候補制で、親による選挙で選ばれるが、たとえば親理事選挙への立候補者が不足している場合など、例外的には理事会が任命する場合がある<sup>(6)</sup>。

教職員理事は、教職員による選挙で選出される。校長については同規則上には規定していないが、職務上、理事となる<sup>(7)</sup>。しかし、校長は理事にならないことも可能である。

地方当局理事は、地方当局が候補者を指名し (nominate)、学校理事会が理事として任命する (appoint) 者である。

設立母体理事については、(i) 地方当局以外の者によって任命され、(ii) 特定の宗教的性格を有する学校の場合にはその性格が保持され、より強化されることを確保する目的で任命され、(iii) 設立財団を有する場合には、当該学校に関するトラスト証書 (trust deed) を含む財団の管理規程 (governing documents) に従って当該学校が運営されることを確保する目的のために任命され、(iv) 設立財団理事を任命する権限を持つ者が、設立財団理事として任命される者がその目的を達成することが可能であるとの意見を添えること、との4つの条件がついている。

連携理事は学校の性格によって異なっている。宗教的性格を有する学校とそうでない学校とで異なる。前者に関してはさらに、イングランド教会及びローマカトリック教会に関わる場合は関係する主教管区当局 (diocesan authority) からの指名、他の宗教については適切な機関からの指名によることとなっている。宗教的性格のない学校の場合には、学校理事会が当該学校の親の中から指名する者と、当該学校が存在する地域社会の親以外の住民で適切と判断する者を指名する。

理事会選出理事は、学校理事会が学校の効果的管理と成功に貢献する技能を有すると判断して理事として任命する者である。

この他、第2部第12条では補助委員 (Associate members) が規定されているが、この

委員は理事ではなく、理事会に設けられる委員会に参加する者である。

各学校の理事会がこの規則に基づいて新たな理事会を組織しようとする場合にこの規則が適用されるものであり、これを望まない場合には、現在の任期期間中は従前どおりでもいい<sup>(8)</sup>。

## (2) 第3部～第5部

まず全ての公費維持学校に共通する要件を誌示している。第13条によると、学校理事会は最低でも7人で構成され、その中に最低2名の親理事、理事となっている校長、教職員理事1名、地方当局理事1名は必ず含まれる。

地方補助学校 (foundation school)<sup>(9)</sup> や有志立学校 (voluntary school) の場合には、この7名に加えて必要な数の理事会選出理事を入れることも認められるが、校長や教職員理事の総計が3分の1を超えてはならない。

第4部は任命・在任期間・退任・資格剥奪の通知を規定するが、省略する。なお、理事の在任期間は基本的には4年間である。

第5部は学校理事会規程 (instrument of government) に関する内容である。第27条で規程作成に際しては教育省が時々に応じて示す指針 (guidance) を踏まえるよう求めた上で、第28条で以下の内容を盛り込むよう求めている。

## 2) 2007年学校管理規則との違い

2012年学校管理規則による学校理事の種類は、2007年規則とかなり異なっている。

まず、2007年規則では地方教育当局理事が地方当局 (LA) 理事へと変更されている。ただし、こうしたLEAからLAへの変更は、学校理事会理事問題に限らず、イングランドにおける学校特定補助金 (Dedicated Schools Grant) 創設 (2006/07年度) を契機として以前からみられる傾向である<sup>(10)</sup>。地方自治体の公教育への関与の後退を表現したのもであろう。

これ以上に大きく異なるのは、2007年学校管理規則に四番目に挙げられていた地域理事がなくなっており、4番目にくるのは設立母体理事である。地域理事は、かろうじて6番目の理事会選出理事の一部にすぎなくなっている。LEAからLAへの変化と合わせ考えると、学校と地域社会の関係のあり方を大きく変えるものと評価できるかもしれない。

## 3. 2012年学校管理規則制定の目的と背景：アカデミーの増大

### 1) アカデミーとは

学校管理規則変更の背景には、キャメロン政権が推進する公費維持学校のアカデミーへの移行である。キャメロン内閣は発足してすぐに「2010アカデミー法 (The Academy Act 2010)」を制定した。

すでにブレア政権下で、中等の公費維持学校をアカデミーにすることを可能とする政策が実施され、2010年時点では203校存在していたが、その初発はなかなか成績の向上しない学校を改善するために始まったシティ・アカデミー (City Academy) にあり、2000年学習・技能法 (Learning and Skills Act 2000) にまでさかのぼる<sup>(11)</sup>。

2010年7月29日から三次にわたり施行された2010年アカデミー法の目的は、イングラ

ンドとウエールズのアカデミー校を初等学校にまで広げるとともに、その数を増やしていくことである。

ではアカデミーとは何か。教育省の説明によると「アカデミーは公費で運営される、第一級の教育を提供する独立学校」であり、「地方当局の統制からの自由、学校職員の給料や労働条件を自ら決定する権限、カリキュラムの実施にかかわる自由、学期や授業日の長さを変更する権限」をもつところに特徴がある。

成績が芳しくない学校にとって代わることが一般的であるアカデミーには後援者 (sponsor) がつくことになる。後援者の種類は多様だが、一般的には成績のいい学校、企業 (business)、大学、慈善団体、信仰団体 (faith bodies) などがある。後援者は学校の成績改善に責任を持つ。後援者は学校運営や学校の在り方についての伝統的な思考に挑戦することでその責任を果たす。彼らは熱意のなさやなかなか上がらない業績といった文化を完全に断ち切ろうとする。

アカデミーの資金 (funding) は地方当局からではなく、中央の教育資金機構 (the Education Funding Agency (EFA)) から受け取る。その額はこれまで地方当局から割り当てられていた生徒一人あたりの計算に基づくものと同額であるが、しかし、それをどう使うかはアカデミーの自由である。

学校の管理運営の原理は公費維持学校と同じであるが、アカデミーの理事会の方が自由度が大きい。アカデミーの理事会の親理事は最低2人だけでいい。

その他、教育省による解説では、以下のことも指摘されている。

- ①入学、特別教育ニーズ、放校 (exclusion) についてはこれまでの公費維持学校と同じく、これらに関する法律や指針にしたがうこと。
- ②アカデミーは他の学校や他の地域社会と協力し、施設や専門家を分かち合う学校が地域社会の中心に位置づくようにしなければならないこと、また、成績をあげ、アカデミーになろうとするすべての学校がより水準を向上させるために他の学校を協力することが期待されていること。
- ③これまで生徒の一部あるいは全員を選抜してきた学校がアカデミーになる場合にはそれを継続できるが、しかし、選抜をしてこなかった学校はアカデミーになろうとしても新たに選抜制度を取り入れることはできないこと。

## 2) アカデミーの管理運営 (governance)

公費維持学校の学校理事会については上記したが、アカデミーは基本原理は同じでありながらも具体的には違っている。小さなアカデミーについては大規模学校と同じ管理運営構造にしなくてもいい。

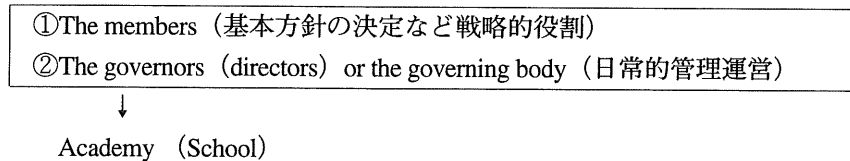
アカデミーを管理運営する主体であるアカデミー・トラスト (Academy Trust) は法律上は「有限責任保証公益会社 (charitable company limited by guarantee)」である<sup>(12)</sup>。トラストの管理運営は二重になっていて、第一層は「アカデミー・トラストの方向性を最終的に決定するという戦略的な役割をもつメンバーズ (members)」であり、第二層は「アカデミー・トラストを日常的に運営する責任を有するトラスト理事 (governors) (一般的にはディレクターとかトラスティと呼ばれる)」である。

アカデミー・トラストの管理運営メンバー (第一層) の機能には、次のようなものが

ある。メンバーは理事よりも組織運営への参加は制限されている。

- ・組織目標達成の監督 (overseeing)
  - ・定期及び臨時の総会 (General Meetings) への参加
  - ・理事数名の任命
  - ・組織の財務会計 (financial accounts) や年次報告への署名
  - ・組織の定款を修正したり、理事 (governors/ directors) を免職する権限
- 日常的に管理運営にあたる理事 (理事会) の責任は次の通り。
- ・質の高い教育の提供
  - ・学校の教育活動 (performance) への課題提起や監視
  - ・教職員の管理 (management)
  - ・自らの義務を果たす際に必要な合理的技能やケアの行使
  - ・アカデミー・トラストが公益法 (charity law) や組織法 (company law) を遵守するようにすること
  - ・教育大臣と署名を交わした資金同意書にしたがってアカデミーを運営すること

図1 <Academy Trust Governance>



### 3) アカデミーの理事会

一般的な公費助成学校の学校理事会 (2012年と2007年の学校管理規則) とアカデミーの学校理事会の構成について理事の種類を表にしてみると表1ようになる。

教育省の説明では、アカデミーの学校理事会の場合には表の下に出てくるトラスト・メンバーズによる任命理事あるいは後援者及び後援者指名人が理事の多数派になることが可能となっている。2007年学校管理規則にあった地方当局理事が2012年に地方当局理事に代わったが、これはアカデミーの場合には置いても置かなくてもいい (option)、とされている。こうした特徴は、アカデミーが地方当局の管轄から離れ、直接に、教育省から資金を受け取る学校であることを端的に示すものであろう。

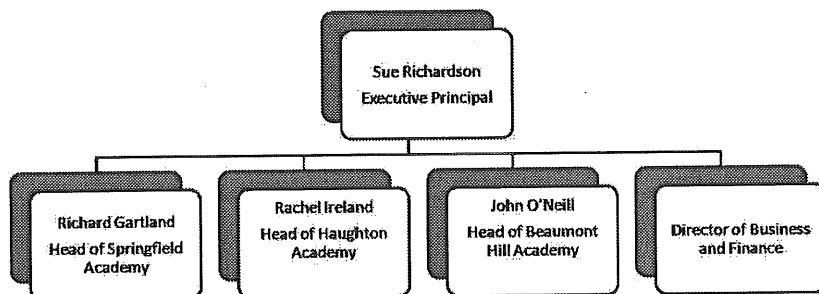
アカデミーの拡大は、後述するように学校群 (cluster) 化を伴っている。その事例が教育ビレッジ (education village) である<sup>(13)</sup>。2006年に開校したビレッジは、当初、初等学校、中等学校および特別学校の三つの学校とで成り立っていた。現在、三つの学校はすべてアカデミーとなっており、いつから明らかではないが、アカデミー一校と、これまたイングランドで増加傾向にあるフリースクール一校が加わっている。

同ビレッジの管理運営体制は、次のようになっている。

- ①アカデミー・トラスト・メンバーズ (ACADEMY TRUST MEMBERS) 4名

このうちの一人が統括校長：以下の図にはトラスト・メンバー以外に事務長が加わっている。



図2 同ビレッジのLeadership Structure <sup>(14)</sup>

## ② アカデミー・運営委員会 (ACADEMY DIRECTORS)

- \* メンバーズによる任命 6名
- \* 教職員代表 6名
- \* 保護者代表 4名
- \* 地区学校理事 2名

## ③-1 教育ビレッジ (3校) の個別学校理事会 (local governing body=LGB)

- \* LGB任命理事 8名
- \* 教職員理事 7名
- \* 親理事 6名

## ④-2 新しく加わったアカデミーの分区学校理事会

- \* LGB任命理事 3名
- \* 教職員理事 4名
- \* 親理事 4名

表2 理事構成に関する学校管理規則の比較とアカデミーの例

	2012年学校管理規則	アカデミー	2007年学校管理規則
親理事 parent governors	親による選挙。例外として理事会任命あり。 最低2名	○	○
教職員理事 staff governors	教職員による選挙	随意	○
校長	随意	○	随意
地方当局理事 local authority governors	地方当局による指名者 を理事会が任命1名	随意	地方教育当局理事 local education authority governors
	×	随意	地域理事 community governors
設立財団理事 foundation governors	有志立学校など		○
協力理事 partnership governors	宗教系の学校	随意	○
	×		後援理事 sponsor governors
理事会選出理事 co-opted governors	理事会による理事の任命	随意。選ぶ場合には 3名まで	×
教育大臣任命理事	×	事情による	×
補助委員 associate members	○		○
その他	×	トラストメンバーによる 任命理事、あるいは 後援者・後援者指名人 sponsor appointees	×

#### 4. 2012年学校管理規則への批判

労働党内閣時代の「子ども・学校・家庭省」で学校・学習担当大臣（Minister of State for Schools and Learners）を務めていたジム・ナイト（Jim Knight）は、2012年2月に、アカデミーへの移行を背景にした2012年学校管理規則制定の動きについて、校長探しを例にしながら、批判を加えている<sup>(15)</sup>。

理事たちが新しい校長を任命する時に校長に期待するものは何かを知るのに苦戦しているが、それは驚きには値しない。しばしば、理事は前の校長に似た人物を探す。理事には他の方法を行使する技能も経験もないからである。

我々は長い間こうしたことをなんとかやってきた。地方当局が学校理事会を支援するために大きな役割を担っていた限りにおいては、校長任命は難しいものではなかった。しかし、今の政府がすべての学校をアカデミーにすることと合わせ、学校自治を一層強化する方向に動いており、したがって、理事はより大きな責任を課せられるようになりつつある。同時に、教育における地方当局の役割は縮小しつつある。自由市場的な学校教育（free market schooling）への動きによってもたらさせる明白な結論は、学校の管理運営を改善することが緊急に必要となっているということである。

地方当局からの自律性を強くする動きは今や止めることができない。この動向は、学校が調達（procurement）や専門的職員の確保にとって規模の経済を達成できるように学校群（clusters）を形成するようになることを意味する。この動向も受け入れざるを得ない状況になっている。すべての学校が10校から20校の間で構成される学校群（理想的に言えば、初等学校、中等学校、特別学校が入っている）に加わることが求められよう。こうすることで、一貫した教育やインクルーシブ教育を行うことができる。

ジム・ナイトはこのコメントのなかで、イングランドのアカデミーはアメリカのチャーター・スクールをモデルにしたものだが、地方当局との間に結ぶべき契約に関するものがないこと、つまり地方自治体の役割がまったくなくなってしまうことを批判している。

イングランドの教員組合であるNUT（National Union of Teachers：全国教員組合）もNASWUT（National Association of Schoolmasters Union of Women Teachers：全国管理職・女性教員協会）も、もちろん、この動きには反対をしている。

NUTの反対理由は、①アカデミーは公立学校（state school）を資金援助団体（sponsors）に手渡すことになる、②多くの資金援助団体は不適切である、③アカデミーは公正な入学手続きを脅かす、④アカデミーは教員の賃金と労働条件を脅かす、⑤アカデミーは他の公立学校よりいい教育を生徒に提供することはない、⑥アカデミーは学校理事の独立的な役割を軽視する、⑦アカデミーは他の公立の近隣学校（neighbouring schools）や地方当局に大きな打撃を与える、である<sup>(16)</sup>。

⑥の理由の詳細について、NUTは「アカデミーの学校管理運営の仕組みは、選挙で選ばれる親理事、教職員理事、地域代表理事、地方当局理事といった主要な「関係者」に

均衡のとれた場を作っている他の公立学校 (local authority schools) とは非常に異なっています。あるアカデミーでは、地方当局も共同の資金援助しているにもかかわらず、外部のアカデミー資金援助団体が理事の多数派を占めるようになってきているのです。アカデミーの理事会には、親理事は一人だけを入れる義務だけが課せられています。子ども・学校・家族省の標準ウェブサイトでは、多くのアカデミーの理事会には教員理事1名 (選挙か任命)、職員理事1名 (選挙か任命) さらに地域理事多数入っていると説明していますが、しかし、これは必要条件にはなっていないのです」と指摘している。

⑦については「アカデミーは学校を階層化し、それを強化するものです。入学者の10%を選抜することができるようになっており、これは学業面で優れた生徒をアカデミーは選べることを意味しています」と批判している。

NASWUTが出したアカデミー批判のパンフレット「アカデミー学校：学校理事の課題 (Academy Schools Issues for school governors)」<sup>(17)</sup> は2011年4月に刊行されているから、新政権誕生後の状況に関するものである。同パンフレットでは「連立政府がすすめるようにしているアカデミーは前政府の政策をたんに拡大するものにとらえては間違いです。(中略) 2010年アカデミー法は、まず第一に、イングランドのすべての初等、中等そして特別学校をアカデミーに移行するための法的根拠を提供するものです。同法はまた将来ウェールズにもアカデミーを設立することを認めるものになっています。アカデミーは民主的に組織されている地方当局とのつながりはなく、また、全国的な教員賃金や労働条件の枠組み、さらにナショナル・カリキュラムを履行する必要はないのです。アカデミーは国費を使った私立学校であり、教育に自由市場を作りだす動きの一角をなすものです。アカデミーは教育を商業活動にしようとするものであり、結果として公的資金を私的な供給者の統制に手渡すことになってしまうのです」と強い口調で批判を展開している。

## 5. 地方当局理事の役割

2007年学校管理規則よりは後退しているとはいえ、地方アカデミー以外の公立学校の理事会には必ず一人地方当局理事は入っている。この理事に関して、東エセックス州では選出基準<sup>(18)</sup>で、地方当局を代表者として選出する基準を次のように明確に示している。これで彼らの役割を推察することができよう。

- ①地方当局理事は地方当局の優先順位を支持するとともに学校の最善の利益をも支持しなければならない。
- ②地方当局理事は学校理事会の活動に十分かつ効果的に貢献する技能、経験そして能力を有していなければならない。
- ③地方当局理事は校長が活動する際に受ける圧力に敏感でなければならない。

なお縮小しつつある地方当局自体の権限については、エセックス州では以下のように説明をしている<sup>(19)</sup>。

- ①学校を建てたり、拡大するのに適した十分な校地を確保すること。
- ②学校の閉校あるいは再建による無駄な土地の削減
- ③登下校の交通手段の点検や提供

## ④学校支援サービスの提供

⑤学校、子ども、家族にかかわる事業や法律の実施について政府を補助すること。

## ⑥学校への資金配分

しかし、かつては「地方当局が当該地域のすべての学校を管理運営し、学校の行うことを統制していた時もあった。地方当局は学校予算を把握し、学校は必要な予算を申請しなければならなかった。地方当局は教職員を任命し、カリキュラムを編成し、学校を査察した」。今はその時代ではない。「法律によって地方当局の役割は減少し、反面、学校と中央政府、すなわち教育省の役割が強化された」のである<sup>(20)</sup>。

## おわりに

2010年の政権交代でイングランドでは地方当局と公費補助学校の関係が、これまで以上に大きく変わろうとしている。

2012年学校管理規則では、従来の地方教育当局理事が地方当局理事への変更になった上に数が減り、また、地域理事のカテゴリーがなくなった。しかも、公費補助学校がアカデミーに移行した場合には、地方当局理事が構成メンバーにならない場合も可となった。アカデミーは地方当局から独立し、教育省から資金援助を受けることとなる。さらに、地域理事が入らなくなれば、地域との関係も薄れていく。まさに「公設民営学校」となる。これでは学校は地域づくりとは無関係になりうる。

本論で紹介した教育ビレッジもいまの段階では地域とのつながりを保っているようであるが、いつ、教育ビレッジだけの閉じた空間にならないとも限らない。

\*本稿は平成22年度専修大学研究助成「学校教育改革と市民の参加一日英の比較をとおして」による資料収集に基づいている。

## 注

- (1) 第3号掲載の論文には校正ミスがあったので、ここで修正しておきたい。まず、第3号43頁1行目。ロンドンの市内のウォルサム・フォレスト地区の学校種別の校数が未記載となってしまった。これは調べるのに手間がかかったため、印刷までにその時間がとれなかった。現時点ではアカデミーへの移行問題があるので種別数を確定できていない。二つ目は44頁20行目。Frederick Bremer校をフレデリック・ブレナー校としているが、これは間違い。正確にはフレデリック・ブレマー校である。
- (2) 2004年時点での両者の関係については「学校とLEAの関係はここ15年大きく変化してきた。15年前は、LEAと学校は親と子の関係であったが、現在、学校はほとんど独立してきた。LEAが関わるのは、基本的ルールがあり、①入学に関すること、②特別な教育ニーズが必要な児童に関すること、③生徒の規律に関すること 原則として、この3つである。しかし、長い間の親子関係が尾を引き、学校はいきなり責任を取ることの困難さを感じていることもあり、LEAが関与指導する場合もある。学校は従来の慣習を引きずることがまだあり、全国水準に欠けることがあったり、外部からの活力導入のスキルが少なかったりもする。このような場合、外界への窓を開くのがLEAの大きな役割で、この学校の場合も、新しい経営陣・リーダー陣を迎え、自己改革

しやすきよう導いてきた。LEAが関わった事例として、特別な教育ニーズを必要とする児童への教育について紹介する。かつて当地区には7~8校の特別学校(Special Schools)があったが、インクルーシブ(内包的)な考えから特別学校(Special Schools)が少なくなり、今は3校になった。この時、保護者は「安全な環境がなくなる」、学校側は「手に余る生徒抱える懸念」と強い反応で大変な状況となったが、保護者や学校の期待を受けとめ、特別な教育ニーズに対応するための教職員への研修、学校の実態に即した自校カリキュラムの作成など指導してきた。学校は、自校の生徒や保護者に責任を強く感じ、LEAは、地域全体に強く責任を持つこととなり、学校が成功すればするほど、関与指導が少なくなっていく」三重県教育委員会『平成15年度 英国教育改革調査報告書』(平成16年3月)との指摘がある。

- (3) この両者の役割は学校理事会と地域とのつながりを作る点にあると推察されるが、明確に役割規定したものを今の時点で見いだせない。
- (4) 2003年学校管理規則は2004年、2005年と部分改正されている。
- (5) Statutory guidance on reconstitution of the GB
- (6) その他の例外としては、病院内特別学校で選挙が不可能な場合がある。
- (7) 前出、Statutory guidance on reconstitution of the GB
- (8) 同前
- (9) 自治体国際化協会刊行の「英国の教育」(2002年)によると、この学校は「地方教育当局が運営主体ではあるが、学校が職員を雇用するなど、一定の自主性を有する。保守党政権時代に制度化された国庫補助学校(Grant-Maintained Schools)を、労働党は政権獲得後に直ちに廃止したため、その受け皿として制度化したもの」と説明されている。
- (10) 学校特定補助金制度の詳細については、中野英夫「義務教育費における国と地方の費用分担——日英の比較からの検討」財政経済研究会報告書『持続可能な社会保障制度の確立と税・財政の一体改革』社団法人日本租税研究協会、2010年2月22日
- (11) ただし、後述するようにNUSWTの評価は違っている。
- (12) <http://www.news-digest.co.uk/news/news/in-depth/6907-schools.html>
- (13) <http://www.educationvillage.org.uk/>。なお教育ビレッジについては西田幸代が実際に訪問し、詳細を紹介している (<http://www.kyoiku-soken.org/official/activity/2013/01/08134409.php>)。
- (14) <http://www.educationvillage.org.uk/leadership-structure.asp>
- (15) <http://www.tes.co.uk/article.aspx?storycode=6183029>
- (16) NUTのこの反対声明「What is the NUT's view on Academy schools?」は労働党政権下ですすんだ中等学校のアカデミー化に関するものであるが、今日の状況にも通じる (<http://www.teachers.org.uk/node/10584>)。
- (17) [http://www.nasuwat.org.uk/system/search/index.htm?sort\\_by=SCORE&search=academy%20schools&NextRow=11&page=2&stype=QUICK](http://www.nasuwat.org.uk/system/search/index.htm?sort_by=SCORE&search=academy%20schools&NextRow=11&page=2&stype=QUICK)
- (18) Authority Governors Criteria for Appointment and Re-Appointment : [https://czone.eastsussex.gov.uk/schoolmanagement/governors/clerks/Documents/authority\\_governors\\_criteria\\_for\\_appointment.pdf](https://czone.eastsussex.gov.uk/schoolmanagement/governors/clerks/Documents/authority_governors_criteria_for_appointment.pdf)
- (19) <http://www.essex.gov.uk/Education-Schools/Schools/Delivering-Education-Essex/Pages/The-Role-of-the-Local-Authority.aspx>
- (20) アカデミーは、この縮小された地方当局からも独立をした学校である。

# 教育方法に求められる視点

—外国人児童生徒への対応に着目して—

福山 文子 *FUKUYAMA, Ayako* : 中央大学

## The Viewpoints necessary for Educational Methods : Focusing on the Correspondence to Students with Cultural Diversity

Today the students with cultural diversity in Japan face a lot of severe problems. It is one of the most significant political issues to cope well with these problems. The purpose of this paper is to focus on the correspondence to these students and present the viewpoints necessary for educational methods (i.a. classroom management and curriculum).

For that reason, the author pays attention to the writing of the students with cultural diversity, analyzes and extracts their mind from the writing.

These necessary viewpoints for educational methods are as follows ; And these three viewpoints are beneficial to all students including local Japanese ones.

1. Correction of the Ethnocentrism of Japanese Students
2. Appropriate Interest in the Students with Cultural Diversity
3. Practice of the Study about Immigrants

### はじめに

教育方法については多様な捉え方がある。例えば、「教育方法学とは、子どもの知的、情意的、身体的な発達を助け、その統一体である個性的な人格の発達を助けようとする実践を研究対象とする学問である」<sup>(1)</sup>、「教育方法に関する理論は、近代的な主体としての子どもの発見を基礎として、主体的な学びを促進する学校を準備すると同時に、もう一方で、その学びを教師の教授によって科学的・合理的に統制する制度と技術を構成してきた」<sup>(2)</sup>などと論じられている。また、多田は、「子どもは学習するという基本的な人権をもち、なにをどう学ぶかを選びとる力量が未発達とはいえ、基本的にはそれを決める自由をもっている。教育方法学はそうした子どもの学習と発達を助ける科学なのである」<sup>(3)</sup>と、述べている。これらのことから、教育方法とは、あらゆる子どもの学ぶ権利を基盤とした上で、かれらの発達を助けるものと捉えることができよう。教育方法にかかわる事柄は多いが、本稿では教育目標を実現するための条件整備とも理解される学級経営、および学校教育の基調に深くかかわると考えられるカリキュラムに触れながら論じていく。

一方、佐藤は教師と子どもの関係、教授と学習の関係が今日大きく変化し、また教師と生徒の関係における「教え」と「学び」の二項対立的関係も転換を迫られていることを論拠に、「教育方法の理論は大きな転換点を迎えている」<sup>(4)</sup>と述べている。また、「日本の学校はいま重大な転換期に直面している」との指摘もあり<sup>(5)</sup>、教育をめぐる環境は日々変化し、課題は多様化しているといえる。中央教育審議会教員資質能力向上特別部会の審議のまとめ（平成24年6月）においても、外国人児童生徒への対応を含め、高度化・複雑化する諸課題への対応の必要性について言及されている。このような状況に対

処するためには、個々の課題を検討し、教育方法における新たな視点を導き出す必要があろう。そこで本稿では、グローバル化の進展により日本の学校に多く在籍している外国人児童生徒への対応に着目し、教育方法に求められる新たな視点について考えてみたい。

## 1. 問題の所在

浜松市で行われた「外国人の子どもの教育環境意識調査」においては、「あなたのお子さんは公立小中学校のどんなところが嫌いですか」との問いに対して、「差別やいじめ」と回答している割合は26.5%にのぼっている。そして調査報告書では「子どもに関しては、学校生活における障害が上位を占めており、公立学校での対応が求められる」と分析されている<sup>(6)</sup>。さらに、三重県教育委員会から出されている「外国人等児童生徒の人権に係る教育指針」においても、「学校生活の状況」について、「在日外国人等の歴史的背景やそれぞれの国の文化・習慣への理解・認識が不十分なことから、偏見や差別意識が存在している」、「そのため在日外国人等の子どもの中には、民族や自国に対して愛着をもてなかったり、学校生活や社会生活において不安を感じたりしている場合が多い」とされている<sup>(7)</sup>。このように、学校における差別の存在やそれに伴う不安感など、外国人児童生徒が日本の学校において課題を抱えている状況を示す調査結果が存在する。また、「外国人児童生徒への対応」については、教員の資質能力にかかわる中教審の審議において「これからの社会と学校に期待される役割」の中に挙げられているように、重要な課題であると考えられる<sup>(8)</sup>。

これまでもグローバル時代における教育方法の課題については論じられてきている<sup>(9)</sup>。例えば森茂は、グローバル時代における教育方法の課題として、「人類益」を追求していく地球市民 (global citizen) 意識の育成や、国内・外の文化的民族的多様性の理解と受容的態度などを挙げている。本稿では、これまで論じられてきたグローバル時代の教育方法の課題に依りつつも、文化的民族的多様性を構成している外国人児童生徒自身の語り (思い) を手掛かりに課題に接近し、教育方法に求められる視点について論考していきたい。

## 2. 日本における外国人児童生徒

外国人児童生徒の実状を知るには、文部科学省が出している「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査 (平成22年度)」が参考になる。公立学校に在籍している外国人児童生徒数 (小、中、高、特別支援学校の合計) は、74,214名であり、20年度に比較し微減している。日本語指導が必要な外国人児童生徒のデータに限定すると、その数は28,511人 (対20年度比0.2%減) で、近年は増加傾向にあったが、平成22年度は若干減少した。母語別では、ポルトガル語 9,477 人、中国語 6,154 人、フィリピン語 4,350 人、スペイン語 3,547 人であり、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、及びスペイン語の4言語で全体の8割以上を占めている<sup>(10)</sup>。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立学校数は6,423校で、前回調査より3.4%増加した。さらに、「1人」在籍校が全体の4割以上を占め、「5人未満」在籍校が全体の約8割を占めることから、外国人児童生徒が、多数の日本人児童生徒の中

で極めて小さいグループとして存在するケースが多いことが読み取れる。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の都道府県別在籍状況（小、中、高、特別支援学校の合計）を見ると、上位から、愛知県（5,623名）、神奈川県（2,990名）、東京都（2,705名）、静岡県（2,485名）、大阪府（1,823名）と続く。

一方、法務省「外国人登録者統計」からは、中国（約68万人）に続き、2位のグループである韓国・朝鮮（約58万人）の子どもたちの存在が浮かび上がる<sup>(11)</sup>。韓国・朝鮮の子どもたちの多くは日本語指導を必要とはしていないが、他の国籍の児童生徒と同様に、尊重されるべき異なる文化的背景を有するグループである。さらに3位のグループはブラジル（約27万人）である。中国語話者の一部は、中国残留邦人の子孫と考えられ、韓国・朝鮮の子どもたちの多くは、日本の植民地支配との関係を有していると考えられる。また、ポルトガル語、スペイン語話者の多くは、国策として送り出された日本人移民の子孫である日系人と考えられる。つまり、日本に暮らす大多数の外国人児童生徒の祖先は、日本という国との関係の中で、理不尽な苦痛を受けた可能性がある。教師が、そのような認識を持つことは重要であろう。そして、外国人児童生徒も等しく学ぶ権利を有する主体であるとの認識に立ち、彼らの発達を助ける学問が深められる必要がある。

これまで日本の学校において外国人児童生徒は、教育現場からの要望により日本語指導はなされてきたものの、日本人と同様に取り扱い特別扱いをしないという原則のもと、あるいは、「国民教育」の一環として位置づけられたという現実の中で、学校へ適応させる対象と捉えられてきた。そして、そのことは、現在文部科学省が公開している「外国人児童生徒教育の充実方策について」という報告書の「現状」の部分で記述されている、「公立学校に在籍するこれらの外国人児童生徒に対しては、通常の教育課程により日本人の児童生徒と同様の教育が行われており、学習指導要領解説において、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこととされている」という文言からも読み取ることができる<sup>(12)</sup>。しかしながら、学校における差別の存在やそれに伴う不安感など、外国人児童生徒が日本の学校において課題を抱えている状況を改善するためには、彼らの思いに耳を傾け、外国人児童生徒を含めたすべての児童生徒の発達を支援する教育方法が模索される必要がある。

### 3. 外国人児童生徒の語りから

これまで教師への聞き取り、アンケート調査、参与観察、あるいは制度分析など、外国人児童生徒教育にかかわる研究は多く行われてきているが、外国人児童生徒自身の語りを扱った研究は少ない<sup>(13)</sup>。しかしながら、彼らが課題を抱えている現状を改善するために、彼らの思いに耳を傾けることには一定の意義があると考えられる。したがって、本稿では、外国人児童生徒自身の言葉を分類・分析の対象とする<sup>(14)</sup>。そして、分類・分析の対象としては、外国人児童生徒の悩みを受けとめようという目的で<sup>(15)</sup>、全関西在日外国人教育ネットワークが主催し、大阪府教育委員会、奈良県教育委員会、兵庫県教育委員会、京都府教育委員会、京都市教育委員会、神戸市教育委員会、大阪市教育委員会などがかかわり実施されてきた事業である「ちがうことこそすばらしい！ 子ども作文コンクール」の作文を選択した。これらの作文は、10年に亘り収集されたものであり、『届け！ 私の思い～「ニューカマー」の子どもたちの声～』、『ちがうことこそすばら



しい！ 子ども作文集 届け私の思いII』というタイトルの2冊の冊子に収められている。コンクールに出され、かつ選ばれた作文であるという性質上、これらの作文がすべての外国人児童生徒の気持ちを代表するものであるとすることはできないが、「排除の意識を感じている彼らの悩みを受けとめよう」という事業目的からも、日本の学校において課題を抱えている外国人児童生徒が何に悩み、不安を感じているのかを探ることができると思われる。

### (1) 分析方法

分析にあたっては、まず、2冊の作文集に収録されている104編の作文について、内容に即し6つのカテゴリー（①被差別体験、②将来の夢・希望、③家族（特に親）の置かれた過酷な状況、④支えとなった（なっている）こと、⑤学習面についての悩みや不安、⑥その他）に整理、分類する。このカテゴリーの形成に際しては、元の文脈の意味を失うことなく、文字データに含まれる情報を圧縮することに留意した。手順としては、はじめに一次テキストとしての104編の作文全てを読み込んだ後、それぞれの作文を要約した。その後、再度作文を読み込む作業を行い、併せて要約された情報も確認しつつ、内容に即して仮説的な類型を産出する作業を繰り返し、最終的に有意なまとまりであるカテゴリーを形成した。カテゴリーに関しては、「状況の変化によってカテゴリーは拡張したり変化したりする」<sup>(16)</sup>と言われており、厳密な分類の難しさが指摘されている。また、ここでのカテゴリー形成は、研究目的に照らして重要なストーリーを含むものを意味のある語りとして選択する前段階としての、作文集全体の内容把握を目的としているため、あまり細かく分類することはせずに、5つのカテゴリーに加えて「その他」というカテゴリーを形成することとした。その結果、前述の6つのカテゴリーが形成された。

カテゴリー形成の後、個々の作文の帰属について判断する作業であるカテゴリー化を行った。作文の内容によっては、複数のカテゴリーに同時に帰属すると考えられるものもあったため、そのような作文については、あてはまるカテゴリー全てに帰属するものとして扱うこととした<sup>(17)</sup>。

その後、「被差別体験」および、「支えとなったこと」を取り上げ、内容の分析と考察を行った。この二項目を取り上げる理由は、前者が外国人児童生徒の学校における課題を引き起こしている要素と考えられ、後者が学校における課題を軽減する役割を担っていると考えられるからである。

### (2) 外国人児童生徒の「被差別体験」

外国人児童生徒の全作文を通してまず気がつくことは、「被差別体験」にかかわる語りの数の多さであった。被差別体験にかかわる作文は、『届け！ 私の思い～「ニューカマー」の子どもたちの声～』においては、小学校の部20編中9編、中学生の部18編中9編、高校生の部25編中17編であり全体に占める割合は56%余りと過半数をしめた。また、『ちがうことこそすばらしい！ 子ども作文集 届け私の思いII』においては、小学校の部15編中4編、中学生の部11編中5編、高校生の部15編中9編であり、全体に占める割合は約44%であった。2冊を合計すると、104編中53編と、半数以上の外国人児童生

徒が被差別状況について語っていた。

以下の具体的な記述も含め、外国人児童生徒の被差別体験は、彼らの国籍や言語、名前、あるいは育った環境、独自の食文化など、主に少数派である外国人児童生徒の文化的差異がターゲットにされたものであると言える。差別は無根拠に成立するものであるといわれるが<sup>(18)</sup>、下記のケースでも多数派にとっての「自分たちと違う」という事実のみが、排斥の基準になっている現実がみてとれる。多数派である日本人児童生徒が無意識のうちに自分たちの国籍や、言語、あるいは食文化などの文化を優越するものであると考え、日本人児童生徒の中でのみ合意が形成されているといえるだろう。このように、外国人児童生徒が、「日本の学校」という環境に入り課題を抱える背景、あるいは原因として、クラスで共に学ぶ日本人児童生徒の自文化中心主義（自分自身の文化やその価値が、他の集団の文化や価値よりも優れているとする考え方）に基づく差別があることがわかる。

・中学校の時、授業中に、友達が皆の前で私に、「ラリルレロと言ってみて！」と言ってきました。私は、「ラリルレロ」というと、みんなは打ち合わせをしていたかのように私を取り囲み、「やっぱりな、韓国人ってラリルレロが、言われへんらしいって聞いてん」と言いました。韓国人ということで、バカにされ、見せしめにされました。（高校生の作文から：タイトル「『在日』を考える」）

・私は名前で遊ばれたりするのが一番いやです。一年生ぐらいの時に、クラスの男の子に「キムチ」と何回も言われて泣き出したことがありました。あわててあやまった子もあったけれど、一人の子はと中でふざけて、残りのみんなもふざけてそのまま帰ってしまいました。（小学生の作文から：タイトル「たのしく交流」）

文化について西村は、「(文化は)もともと人間の心が作り出し、その中に人は生きていくのである。人は祖先の人々のつくった文化を継承し、その文化の中で生きながらさらに新しい文化を創造して次の世代に伝えていく。一中略—また、それ(文化)によって思考も行動も規定されている」<sup>(19)</sup>と述べている。人は誰でも、生まれ育った文化の中で思考し、行動してきている。つまり、言語を習得し、食文化に馴染み、生活習慣も身につけてきているのである。したがって、日本人児童生徒の自文化中心主義に基づく文化的差異をターゲットにした差別は、外国人児童生徒に対し彼らの文化にかかわる、間違った、負のレッテルを付与し、結果として外国人児童生徒の思考や行動の基盤ともいえる文化的アイデンティティを揺るがすことになると考えられる。また、次の文章からは、差別をされる「しるし/理由」となり得た「文化の相違」（たとえば中国語）が、何かのきっかけで、評価や尊敬の「しるし/理由」に転換されることで、外国人児童生徒と、他者との関係が変化し、価値あるアイデンティティが形成される可能性が指摘できる。つまり、他者の意識が変化することで、状況が改善することが期待される。

・（困っている中国人がいた時）友だちから「お前、中国語話せるだろう、教えてあげたら」と言われました。私が勇気を出して、中国語で教えてあげたところ、そ

の人はとても喜んで「謝謝」と言って、その場を立ち去りました。友だちからは尊敬の眼差しで見られ、その時、初めて中国語を話せることは恥ずかしいことではないと思いました。(高校生の作文から：タイトル「日本と中国」)

### (3) 外国人児童・生徒にとって「支えとなったこと」

支えとなったことに関わる作文は、『届け！ 私の思い～「ニューカマー」の子どもたちの声～』においては、小学校の部20編中11編、中学生の部18編中10編、高校生の部25編中10編であり全体に占める割合はおよそ49%であった。また、『ちがうことこそすばらしい！ 子ども作文集 届け私の思いII』においては、小学校の部15編中5編、中学生の部11編中8編、高校生の部15編中13編であり、全体に占める割合は約63%と半数を大きく上回った。2冊を合計すると、104編中57編となり、過半数の外国人児童生徒が被差別状況にありながらも、それらを克服した経験を語っていることがわかる。「支えとなったこと」は、書かれた内容から大きく5項目(①友だちの存在や対応、②教師から向けられた関心と共感的理解、③ルーツについての学び、④経験や思いを共有できる仲間の存在や集まり、⑤保護者の姿)に分類されたが、ここでは教師が主体となり、教育方法の分野で活用可能と思われる、「教師から向けられた関心と共感的理解」および、「ルーツについての学び」を取り上げ、分析することとする。

#### 1) 教師から向けられた関心と共感的理解

外国人児童生徒は、日々異なる文化への対応を迫られ、差別にもさらされ疎外感を味わっている可能性がある。そのような状況において、教師が外国人児童生徒に関心を向け共感的理解を示すことは大きな力となると思われる。人間性心理学のロジャーズ(Carl R. Rogers)は、心理療法の技法として「共感的理解」を提示している。彼は、「他者による繊細で的確な理解は受け手にある種の間人らしさ、アイデンティティを提供すると言えます。レインは、『アイデンティティという感覚は、自分を知っている他者の存在を必要とする』と述べています。プーバーもまた我々の実在が他者によって確認される必要があると述べています。共感性は、個人にアイデンティティを所有する一個の価値ある人間であるという、人間にとって必要な確証を与えます」<sup>(20)</sup>と述べ、他者による共感的理解の効力について指摘している。この指摘から、教師が外国人児童生徒に対し共感的理解を示す時、外国人児童生徒が力を得ることが予測される<sup>(21)</sup>。そして以下の記述からは、教師の外国人児童生徒に向けられた共感的理解が外国人児童生徒にとり、プラスの効果をもたらしたことを読み取ることができる。

・何しろ日本語が分からない中で初めてかよった保育所なので、嫌な思いをしたことも多いでした(ママ)。今度の保育所も同じような感じだろうと思って通い始めてしばらくして、田ノ岡先生との出会いが私の気持ちや生活を一変させました。一中略一ある日の自由時間、私が一人で砂山を作っていると、そこへ田ノ岡先生が来て、いろいろ声をかけてくれました。その時の私は暗い気持ちでした。どんなことを話しかけられたか覚えていませんが、田ノ岡先生と話していると、自然に気持ちが明るくなり、とても楽しくなってきたのを覚えています。そして、毎日保育所に

通うのが楽しみな気持ちに変わっていきました。(小学生の作文から：タイトル「自分らしく生きるとのこと～人との出会いから学んだこと～」)

・放課後、私は先生と話しをしました。その先生は、中学校の時、自分の病気のことを周りに言ったことで、いろんなことが変わったと話してくれました。そして、つらいことは抱え込まないで伝えることが大事だと……。—中略— 次の日の夜、先生が家に来て、一緒にいろいろ考えてくれました。(中学生の作文から：タイトル「私の夢」)

## 2) ルーツについての学び

外国人児童生徒の多くは、祖国や過去と分断されている状況にあるが、その「分断状況」を「連結」し、エンパワメントする一つのあり方として、祖父母の実体験の歴史や祖国の文化と出会わせて「ルーツ」に繋げることが重要であるとの指摘がある<sup>(22)</sup>。下記の文章からは、外国人児童生徒が自分の祖父母の経験や頑張りなど、ルーツについてのさまざまな学びを通し、これまで他者から与えられてきた歪められた承認を自ら否定する力を得た様子が読み取れる。ルーツにかかわる肯定的な学びは、価値あるアイデンティティを獲得し直す契機となり得ると考えられる。

・日本に初めて来た三歳の時に疑問に思ったことを思い出した。「なぜ、祖父母は、日本人の顔をしているのに、ブラジルで暮らしているのか？」であった。日本人移民の歴史について調べた。日本人たちは、希望を求めて南米へ渡ったこと。その中で、祖父母は、大変な苦労を重ね乗り越えてきたことなど、研究していけばいくほど、自分がひねくれた人間だと言うことを思い知らされた。私は今まで、日本人の顔をしていながらブラジル国籍であり、発音も変で、中途半端な人間だと思っていた。そんなことを考えていた自分が何より恥ずかしく思えた。(高校生の作文から：タイトル「日系ブラジル人としての私の課題」)

## 4. 外国人児童生徒への対応に着目した教育方法

外国人児童生徒の語りからは、彼らが教室内で差別や偏見に基づく苦痛を受けている現実と同時に、教師が関心を向け共感的理解を示すことやルーツについての学びを実施することで、プラスの効果もたらされる可能性が示されたといえる。このような彼らの語りから読み取ることのできた事柄に基づき、以下に学級経営とカリキュラムとに分けて、求められる視点について論じることとする。

### (1) 学級経営について

学級経営の過程は、「学級の集団生活の基礎づくりのための管理的な仕事や、子どもたちの自主的な活動の指導を通して、人間関係の改善を図り、相互理解を深めていく活動、つまり、学級の集団経営の面がある」と言われる<sup>(23)</sup>。外国人児童生徒の語りからは、教室内に文化的差異を対象とした差別と偏見が存在することが示されたと同時に、他者の意識が変わることにより状況が改善する可能性が示唆された。森茂は、全国の高等学

校44校の合計3829人を対象にした「高校生のアジア認識に関する調査」を引用し、日本の小・中・高校生がアジアから想起するイメージが「貧困・飢餓、後進、未発達、難民、暗い、過密人口、汚い」といった偏ったものであったことに触れつつ、「民族共生」に向けての価値や態度を形成することが学校教育の大きな課題であると指摘している<sup>(24)</sup>。また、佐藤は、外国人児童生徒が「母国の文化を周囲から否定的にみられるために、自文化を自由に表現できないままに、自分で抑圧し潜在化させ、しかもそれをネガティブなものとしてとらえやすい」と指摘している<sup>(25)</sup>。教育方法学は、子どもの知的、情意的、身体的な発達を助け、その統一体である個性的な人格の発達を助けようとするものである。外国人児童生徒の発達を適切に支援するためには、学級経営において日本人児童生徒のアジアなどに対する偏ったイメージや、外国人児童生徒の文化を否定的にみる意識を変える必要がある。教師は子ども同士の間関係の改善を図り、相互理解を深めていく活動を支援するために、クラスで共に学ぶ日本人児童生徒が有している可能性がある自文化中心主義を適切に是正し、外国人児童生徒の文化を承認できるように導くことが求められる。その上で、日本人児童生徒と、外国人児童生徒との関係を築き直し、はじめて外国人児童生徒が自身の文化的アイデンティティや文化的特性を保持することを価値あることと認識することができると思われる。つまり、学級経営においては、多数派である日本人児童生徒が、外国人児童生徒を認め尊重する状況に導くと同時に、そのような状況を常に維持する必要がある。

併せて、外国人児童生徒の語りからは、彼らの孤独に気づき関心を示した教師、苦しい思いに寄り添った教師などの存在と対応が、彼らを支え、勇気づけたと読み取れることから、学級経営にあたっては、教師が継続的に彼らに関心を向け共感的理解を示すことが望まれよう。

## (2) カリキュラムについて

カリキュラムは、「一定の教育目的・目標を達成するために、教育内容を選択し、組織した教育計画」<sup>(26)</sup>である。外国人児童生徒への差別を軽減し、知的、情意的、身体的な発達を助け、その統一体である個性的な人格の発達を助けようとするためにも、意識的にカリキュラムを改善する必要があると考えられる。外国人児童生徒の語りからは、ルーツについての学びの可能性が示された。ルーツについての学びを含み込む概念である「移民学習」に関しては、その教育的意義として、「移民（児童生徒）のアイデンティティを確認する」ことが挙げられている<sup>(27)</sup>。自分の文化にかかわり負のレッテルを付与されがちな外国人児童生徒が、自身の文化的アイデンティティや文化的特性を保持することを価値あることと認識する機会は意識的に用意される必要がある。その一つが「ルーツについての学び」であると考えられる。アメリカにおいても、全米社会科協議会（National Council for the Social Studies）により以下文言を含む「多文化教育のためのカリキュラム指針」<sup>(28)</sup>が示され、カリキュラムにおいて、民族・文化集団が経験した社会問題の学習を含むことを求めている。

7.1.カリキュラムは、差別、偏見、迫害といったいくつかの民族・文化集団が経験した社会問題の学習をふくんでいるか

教師はルーツについての学びを実施することで、差別、偏見、迫害といった民族・文化集団が経験した社会問題について学ばせることができるだけでなく、計画次第ではその集団に対する敬意を喚起することもできよう。例えば、ブラジル移民を題材とした『蒼氓』という小説に限らず、移民から想起されるのは、一般的には棄民というイメージかもしれない。しかし、日本からブラジルに渡った日本人移民の歴史をひも解けば、誠実に努力し、子どもたちの教育に力を尽くし、差別や偏見に晒されながらもブラジル社会に貢献し、移住先国で信頼を勝ち得ていった、尊敬と称賛に値する事実を知ることができる。ルーツについての学びの実施を通し、このような事実をすべての児童生徒が知ること、そして知る機会が提供されることで、教室内の差別や偏見が軽減されることが期待される。外国人児童生徒は、自身のルーツに誇りを感じることを期待され、共に学ぶ日本人児童生徒にとっては、外国人児童生徒の背景にある歴史的経験を敬意をもって受け止める機会になると考えられるからである。

## 5. おわりに

本稿では、外国人児童生徒の語りを手掛かりに、彼らへの対応に着目して教育方法に求められる視点について論考してきた。彼らの語りからは、少数派である外国人児童生徒の文化的差異がターゲットにされる差別と偏見が教室内に存在している事実が示されたと同時に、教師が外国人児童生徒に関心を向け共感的理解を示すことやルーツについての学びを実施することで、プラスの効果もたらされる可能性が示されたといえる。そして、教育方法に求められる新しい視点として、日本人児童生徒が有している可能性がある自文化中心主義への対処、教師の外国人児童生徒に対する関心と共感的理解、さらに外国人児童生徒のルーツにかかわる学びの実施が示された。

最後に、このような視点を教育方法に含みこむことによって、日本人児童生徒にもたらされる影響について考えてみたい。グローバル化が進展し、あらゆる国と地域で多文化化が進んでいる。ハーバーマス (Jürgen Habermas) は、「多文化社会において、平等な権利を伴った共存とは、すべての市民が文化的伝統に基づいた差別を受けることなく、ある文化的伝統が保たれる世界の中で成長し、また自分の子ども達をその中で成長させる機会を保証することを意味している」と述べている<sup>(29)</sup>。つまり、だれもが差別を受けることなく、自分の文化が承認される社会が実現されなければならないのである。そのような社会実現のためにも、そしてそのような社会の一員となるためにも、自文化中心主義に気づき、それに基づく差別を低減・解消すること、そして他者の文化を承認することは重要なことであり、多文化社会に求められる市民性獲得への一歩と考えられる。

また、キムリッカ (Will Kymlicka) は、その著書『多文化時代の市民権』の中で、「学校や裁判所や官僚組織での使用言語の決定においてであれ、また、公休日の選定においてであれ、なんらかの民族的次元を持たざるを得ず、政治という営みの持つこうした不可避的な側面のために、多数派民族の成員がきわめて有利な立場におかれている」と指摘すると同時に、その事実を知っておく必要があると述べている。そして、「どのようにして多数派以外の人々を疎外したり不利な立場に置いたりするのかを確認し、そしてそうしたことからいかなる不正義が生ずることもないよう手段をとる必要がある」と論じている<sup>(30)</sup>。キムリッカの言葉は、何もせずに平等な権利を伴った共存が実現されるこ

とはないと指摘ともとれる。均質性の高い社会である日本に生まれ育っている日本人児童生徒の多くは、集団間の自由や平等について思考する機会が少ないと考えられる。そして無意識のうちに自文化中心主義に基づく差別的行為を行っていると考えられるが、そのような環境においてこそ、多数派民族の成員がきわめて有利な立場に置かれていることに自覚的になる必要がある。

日本人児童生徒が、自分自身が持つ自文化中心主義に気づき、他者の文化を承認するということを、クラスで共に学ぶ外国人児童生徒との関わりの中で経験することは、多文化社会に求められる市民性の獲得につながる。外国人児童生徒の語りから読み取れる思いに応えることは、日本人児童生徒にとり、多文化社会に求められる市民性獲得に向けた実践的な学びの機会と捉えることができるのである。このように、外国人児童生徒への対応に着目した教育方法の視点を取り入れることは、外国人児童生徒のみならず日本人児童生徒を含むすべての子どもたちの発達を支援すると考えられる。

## 注

- (1) 多田俊文「すぐれた授業の本質」多田俊文編著『教育方法・技術の伝統と革新』八千代出版、1996、p.1。
- (2) 佐藤学『教育方法学 岩波テキストボックス』岩波書店、2011、p.173。
- (3) 多田俊文、前掲書、p.2。
- (4) 佐藤学、前掲書、p.173。
- (5) 柴田義松『教育課程—カリキュラム入門』有斐閣、2005、p.i。
- (6) 浜松市国際課『外国人の子どもの教育環境意識調査報告書』2005、p.10。
- (7) 三重県教育委員会『外国人等児童生徒の人権に係る教育指針』2003、pp.1-3。教育指針の資料1には、三重県教育委員会が実施した教育実態調査から明らかになった現状が示されている。
- (8) 中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会審議のまとめより。(「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」平成24年6月24日)
- (9) 森茂岳雄「地球時代における教育方法の課題」多田俊文編著『教育方法・技術の伝統と革新』八千代出版、1996、pp.181-201。
- (10) この部分に関しては、文部科学省HP:  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/08/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/16/1309275.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/_icsFiles/afieldfile/2011/08/16/1309275.pdf) から部分的に引用、要約。(2011年10月15日取得)
- (11) 平成21(2009)年末では、外国人登録者数は約218万6千人、日本国在住者の約1.7%、189カ国の国籍に達し、国籍別にみると、上位から、中国(約68万人)、韓国・朝鮮(約58万人)、ブラジル(約27万人)、フィリピン(約21万人)、ペルー(約5万7千人)、アメリカ合衆国(約5万人)などとなっている。つまり、オールドカマーと言われる、在日韓国・朝鮮人の子どもたちは、日本に暮らす2番目に大きな外国人グループである。
- (12) 文部科学省HP:  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm)より。2011年9月17日取得。[今後の方策]として「学校において外国人児童生徒の教育を適切に実施するためには、外国人の子どもの持つ言語や文化に対する理解をもち、外国人児童生徒の日本語等の指導や国際理解教育に関する知識、技能、意欲を持った教員や支援員を養成し、確保しなければならない」「学校では、他の児童生徒に対し、外国人の児童生徒の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育むことが重要である」「学校においては、国際理解教育の

一環として、総合的な学習の時間や各教科を活用するなどして、外国人児童生徒と日本人児童生徒の交流や相互理解を進めるような取組を行うことが期待される」との記述があり、将来における外国人児童・生徒の文化への関心や、尊重への意識は読み取ることができる。

- (13) 太田晴雄『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院、2000など、一部に子どもたちの語りを生かしている研究もある。
- (14) このような作文集が、学術研究の資料として一定の限界を有していることは確かであるが、メリアム (Sharan B. Merriam) は、質的研究において、文献 (はば広い活字的・映像的・物質的資料に言及する際の包括的な用語) を、主要なデータソースであると述べている。また、作文集がその中に含まれると考えられる私的文書に関しても、きわめて主観的な資料であるが確かに当事者の観点を反映するものであり、またそれが質的調査の求めている情報である場合も多いと指摘している。また、作文集のような二次的データをめぐる評価については、「新たな意味生成をはらむ、新たなテキスト」としての捉え直しもなされている。S.B.メリアム著・堀薫夫他訳『質的調査法入門—教育における調査とケース・スタディ』ミネルヴァ書房、2004、pp.164-197、松島恵介「テキスト分析」やまだようこ編『質的心理学の方法』新曜社、2007、p.163、pp.174-175など。
- (15) 開催趣旨 (一部抜粋) : 『「国際化」と言われて久しい日本社会で今、多くの日本の学校でさまざまな背景とそれぞれの固有の文化をもつ子どもたちが、日本人の子どもたちといっしょに学校生活を送っています。しかし、この子どもたちを迎える日本の社会と学校は、このような多様な価値観をもつ人々と真の意味で共生する経験を十分に積み重ねてはいません。子どもたちは、異なるものを排除しようとする意識を感じ、本当の自分を出せずに、悩み苦しんでいます。この子どもたちの思いを受けとめることで、日本の社会や学校がさまざまな違いを理解し、多文化共生社会をめざすことを願ってこの事業を開催します。』
- (16) 大堀は、「わかる」ことは、「わかる」ことであり、認知活動を支える柱の一つと言ってよい、と述べている。また、カテゴリー化のプロセスについて、決して単純な作業ではなく、そこには複雑な認知のはたらきがあると論じるとともに、状況の変化によってカテゴリーは拡張したり変化したりすると述べている。大堀壽夫編『認知言語学II：カテゴリー化』東京大学出版会、2002、p.1。
- (17) 作文集の整理、分類に際しては、やまだようこ編『質的心理学の方法』新曜社、2007、大堀壽夫編『認知言語学II：カテゴリー化』東京大学出版会、2002などを参考にした。
- (18) アルペール・メンミ『差別の構造』合同出版、1971、p.226。メンミによれば、「差別主義とは、現実上の、あるいは架空の差異に普遍的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が己の特権や攻撃を正当化するために、被害者の犠牲をも顧みず己の利益を目的として行うものである」。
- (19) 西村洲衛男「文化とは」河合隼雄他監修『臨床心理学 (第5集) 文化・背景』大洋社、1992、pp.3-20。
- (20) カール・R・ロジャーズ著、畠瀬直子監訳『人間尊重の心理学』創元社、1997、pp.145-146。
- (21) 佐久間は、アメリカにおいて停学・退学処分を受けるカリブ系生徒が多い背景に、白人教師のカリブ系文化への無理解があることに触れている。教師の、文化の差異を超えた共感的理解が、決して一般的ではないことがわかる。佐久間孝正「多文化、反差別の教育とその争点」宮島喬・梶田孝道編『国際社会4マイノリティと社会構造』東京大学出版会、2002、p.89。
- (22) 田淵五十生「日本の教師教育と異文化間教育」異文化間教育学会編『異文化間教育』25号、2007、pp.52-53。
- (23) 多田俊文『教育の方法と技術』学芸図書株式会社、1998、p.108。
- (24) 森茂岳雄、前掲書、p.184。



- (25) 佐藤郡衛「在日外国人児童・生徒の異文化適応とその教育」江淵一公編『トランスカルチャリズムの研究』明石書店、1998、p.486。
- (26) 平野朝久「カリキュラムの理論と実践」多田俊文編著『教育方法・技術の伝統と革新』八千代出版、1996、p.15。
- (27) 森茂岳雄・中山京子「移民学習論—多文化共生の実践にむけて—」日本移民学会編『移民研究と多文化共生』御茶の水書房、2011、pp.308-310。
- (28) 森茂岳雄、前掲書、pp.189-190。森茂は、多民族化の進む今日におけるカリキュラムづくりの指針として、示唆的であると述べている。
- (29) Jürgen Habermas, “Struggles for Recognition in the Democratic Constitutional State” Ed.Charles Taylor, K. Anthony Appiah, Jürgen Habermas, Steven C. Rockefeller, Michael Walzer, Suzan Wolf, Multiculturalism, Princeton University Press, 1994, pp.131-132.
- (30) ウィル・キムリッカ著、角田猛之他監訳『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義—』晃洋社、2004、pp.292-293。

パブリック・エデュケーション・スタディ

Public Education Study

第4号 (No.4)

発行 専修大学教育政策研究室

〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1

専修大学9号館 TEL044-900-7988